

施策1 防災・危機管理対策の推進

施策の方向

災害に強いまちづくりを進めるため、災害に対する市民意識の高揚や自助・共助・公助[※]の連携による地域防災力の向上を図るとともに、河川・水路の整備などに取り組みます。また、新たな危機事象に対処するための危機管理体制の強化に取り組みます。

現状と課題

- 市民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施などに取り組み、日頃から市民の防災意識の高揚を図ることが必要です。
- 地域における諸課題は、少子高齢化や若年層の流出、また、地理的条件による土砂災害や洪水などの災害発生要因を内包しており、さらに、避難支援の必要な要配慮者も増加していることから、地域と行政が連携を強化し、防災という側面から見た地域の課題を解決するため、一体となって地域防災力を強化する取組が必要です。
- 計画的に河川・水路の整備などを行うことにより、浸水被害や冠水被害の防止に取り組む必要があります。
- 自然災害、大規模な事故や感染症の発生、国際組織による武力攻撃などに対応し、市民等の生命、身体及び財産などを守るため、危機管理体制を強化していく必要があります。
- 各種備蓄資機材の配備や災害協定の推進を図り、避難所における生活環境の良質化に取り組む必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	自主防災組織 [※] 設置率	97.3%	99.8%	  
	防災リーダー [※] の登録者数（累計）	1,298 人	1,892 人	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.26P	2.23P

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

施策を構成する事務事業

施策1 防災・危機管理対策の推進

（1）市民意識の高揚と地域防災力の向上

- ◎防災対策整備事業
- 総合防災訓練事業
- 災害救助事業

- ◎建築物耐震化支援事業（再掲）
- 防災行政用無線管理事業
- 防災事務

（2）河川・水路の整備

- ◎一般河川改修事業

- 水防事務

（3）危機管理体制の強化

- ◎危機管理対策事業
- 盛土規制法関連事業

- ◎盛土規制法規制区域指定基礎調査事業

主要事業

防災対策整備事業

担当部課名

市長直轄組織 防災企画課・地域防災課

事業概要

- 地域防災力強化のため、市民が行う初期消火活動に必要な消火栓器具等の設置を推進する。
- 甲府市総合防災情報システムにより情報の収集・情報伝達体制を強化し、円滑な応急対応に努める。
- 災害時における要配慮者の避難支援対策として、避難行動要支援者名簿を更新するとともに、災害時に円滑な支援を行うための「個別避難計画」が作成されるよう努める。
- 市内全自治会に対する「地区防災計画」の作成・見直し等の支援を行い、地域防災力の強化に努める。
- 大規模災害に備え、防災倉庫への非常用備蓄食糧や防災資機材の充実と適正管理に努める。
- 「甲府市防災アプリ」を活用し、市民が防災情報等を収集し、適切な避難等ができるよう運用を行う。

現状と課題

- 昭和 54 年からの年次事業として、消火栓器具等の設置事業を推進しており、設置率は年々向上している。
- 大規模災害の発生に備え、市民に対する防災指導等を通して防災意識の高揚や防災技術の向上に取り組んでいく必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を年 1 回更新し、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿提供を行っているところであるが、避難支援体制の強化を図るため、「避難行動要支援者名簿の個人情報の提供に対する同意書」の未回答者等への勧奨や、「個別避難計画」の作成を進めていく必要がある。
- 自治会の地区防災計画がより実効性のある内容となるよう、支援していく必要がある。
- 大規模災害に備え、避難所における生活環境の良質化など防災資機材の充実と適正管理に努めていく必要がある。
- 平常時からの防災情報取得に「甲府市防災アプリ」を活用していただけるよう、普及啓発に努めていく必要がある。

今後の事業展開

- 消火栓器具等の新規設置事業を継続するとともに、避難所などの防災資機材等の適正管理や充実、環境整備に努める。
- 甲府市総合防災情報システムの訓練等による操作習熟度の向上に努める。
- 「避難行動要支援者名簿の個人情報の提供に対する同意書」の未回答者等に対して同意勧奨を行い、名簿記載者の充実を図る。また、同意勧奨と併せて制度についての説明をまとめたチラシを送付し、「個別避難計画」の作成に繋げる。
- 地域防災力の更なる強化を図るため、支援が必要な自治会に対して地区防災計画の運用状況の確認や見直しなどのアフターフォローを実施し、同計画の実効性を高め、地域防災活動の活性化に繋げる。
- 自主防災組織による円滑な避難所運営のため、「水害避難の地区研修会」について実効性の高い研修会となるよう更なる充実を図り、平常時からの準備や災害別の避難行動の違い、避難所運営等を内容として、各地区の指定避難所において、住民にわかりやすい研修会を実施していく。
- 児童生徒に対して防災講話や応急手当講習を実施し、防災教育の充実と努めるとともに、市内に居住する外国人に対して防災研修会を行うなど、引き続き地域防災力の強化推進を図る。
- 大規模災害に備え、各種備蓄資機材の配備や災害協定の推進を図り、避難所における生活環境の良質化などに努める。
- 「甲府市防災アプリ」を活用し、日頃から市民が気象情報や防災関連情報などの防災情報を収集できるよう、各種研修会等で普及啓発を行うとともに、平時からの備えや発災時の適切な避難行動が取れるよう、「わが家の防災マニュアル」についても普及啓発を行い防災意識の醸成に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	113,780		

基本目標 3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

建築物耐震化支援事業（再掲）

担当部課名

まちづくり部 建築指導課

事業概要

- 大規模地震による建物の倒壊から、市民の生命及び財産等を守るとともに、木造住宅、緊急輸送路[※]等の避難路沿道建築物、ブロック塀等の耐震性を高めることで被害の拡大を抑制し、地震に強い安全で安心なまちづくりを推進する。

現状と課題

- 大規模地震の発生が危惧される中、建築物の耐震化率の向上が急務となっている。
- 木造住宅については、令和 6 年元日に発生した能登半島地震を受け、耐震診断は実施したものの耐震化に至っていない所有者を戸別訪問したこともあり、令和 6 年度の診断や耐震改修の実績は増加している。
- ブロック塀等については、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震を受け、令和元年度から避難路や通学路に面したブロック塀等の耐震改修補助事業に取り組んでいるが、耐震改修には自己資金が生じることもあり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 避難路沿道建物については、耐震改修促進法に基づき、所有者に耐震診断が義務付けられているが、令和 6 年度末現在、対象建築物 163 件のうち、未診断建築物は 9 件（診断率 94.5%）となっている。
また、耐震設計・耐震改修等には自己資金が生じることもあり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 課内に「耐震相談窓口」を常設し、建築物等の耐震化に向けた周知・啓発活動を行っている。

今後の事業展開

- 木造住宅やブロック塀等の耐震化については、補助制度等について、広報こうふや市ホームページに掲載していく。
また、耐震診断を促すための自治会単位での説明会の開催や戸別訪問、耐震改修等を促すための耐震診断済みの建物所有者への戸別訪問等を実施していく。
- 耐震シェルター・防災ベッドについては、実物の展示機会を設ける中、周知を図っていく。
- 避難路沿道建築物については、所有者に対し通知文の発送、戸別訪問等を行い、法制度の趣旨について理解を求めるとともに、補助制度等について紹介する中で、耐震化を促していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	215,982		

一般河川改修事業

担当部課名
 まちづくり部 道路河川課

事業概要

- 水路改修等により、住民の生活環境の向上及び浸水被害から財産の保全を図る。

現状と課題

- 農地等の減少による保水能力の低下から、豪雨等の際には一気に雨水が水路に流れ込み浸水被害をもたらしている。
- 台風等による降雨では、排水先である一級河川の水位が上がるため、スムーズに雨水が流れず水路が溢水する状況にある。
- 浸水の危険性が増加している箇所を把握したうえで、優先改修順位を決定し効率的な排水系統の整備が必要である。

今後の事業展開

- 関係機関と連携を図り、浸水被害の状況や事業の効果を考慮して改修計画を策定し、緊急自然災害防止対策事業債等の有利な起債を活用する中、計画的に整備を進めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	341,596		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

危機管理対策事業

担当部課名

市長直轄組織 危機管理課

事業概要

- 新型コロナウイルス感染症対策の実施
- 国民保護訓練の実施

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置づけが5類感染症に変更され、感染拡大防止対策が大きく変化したものの、未だ一定数の感染が報告されていることから、今後も感染症の発生状況等の状況を注視していく必要がある。

このような中、新型コロナウイルス感染症に対しては、「甲府市新型インフルエンザ等行動計画」（以下「行動計画」という。）に基づき、迅速かつ確な対策を講じていくとともに、今後、発生することも予測される未知なる感染症に適切に対応するため、これまで実施した感染予防・拡大防止対策について検証する必要がある。

- 最近の世界情勢を鑑みると、ロシアによるウクライナ侵略や北朝鮮のミサイル問題など、依然として不透明な状況が続いており、万が一、武力攻撃事態等が発生した場合の初動体制の確立が求められている。

今後の事業展開

- 国及び県の動向等を注視する中で、「行動計画」に基づき迅速かつ適切な対策を実施するとともに、令和6年7月に改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を踏まえ、県においても令和7年6月に「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定が予定されていることから、これまでの本市の対策を検証する中で、「行動計画」及び「甲府市新型インフルエンザ業務継続計画（BCP）」の見直しを行う。
- 弾道ミサイル落下時の行動等について、市ホームページ等を通じて広く市民周知を図る。
- 甲府市国民保護計画に基づく訓練を実施することにより、初動対応の確立を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	2,916		

盛土規制法規制区域指定基礎調査事業

担当部課名
産業部 林政課

事業概要

- 令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害により、国は、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を令和4年5月に改正し、法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとした。
- 盛土等の規制や、不適正な既存盛土等に対する是正措置等の命令を行うためには、規制区域の指定を行う必要があることから、区域指定等に必要基礎調査を実施する。

現状と課題

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、速やかに基礎調査を実施し、規制区域を指定する必要がある。
- 盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアは、できる限り広く規制区域に指定することが重要であり、基礎調査に当たっては、人命を守るため必要十分なエリアが規制区域に指定されるよう留意する必要がある。

今後の事業展開

- 基礎調査実施後、市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く規制区域として指定し、危険な盛土等の規制を行う。

事業費 (千円)	繰越額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	740		

施策2 消防・救急体制の充実

施策の方向

市民の生命、身体や財産を保護するため、関係機関と連携しながら、複雑多様化する災害形態に的確かつ迅速に対応できる消防・救急体制の充実を図ります。

現状と課題

- 日常的な火災の予防、火災発生時の消火活動のみならず、いつ起こるかわからない自然災害や、不慮の事故などから市民の生命、身体や財産を守るため、消防・救急体制の重要性が高まっています。
- 火災などの各種災害や事故などの発生に備え、消防車両や資機材、消防水利などの充実を図るとともに、消防団員を確保していく必要があります。
- 救命率向上のため、救命講習などを実施し、救急体制を充実することが必要です。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	消防団員の充足率	78.2% (R5)	97.0%	
	消火栓及び耐震性貯水槽設置進捗率（平均値）	94.9%	95.8%	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.92P	2.82P

施策を構成する事務事業

施策2 消防・救急体制の充実

（１）地域消防力の強化

- ◎消火栓設置事業
- ◎非常備消防事業

- ◎消防施設等整備事業
- 常備消防事業

（２）救命意識の向上

- 普通救命事業

主要事業

消火栓設置事業

担当部課名
消防本部 警防課

事業概要

- 「消防水利整備計画」に基づき、市街地及び周辺地域に消火栓を設置し（目標数 3,138 栓）、火災発生時、消防隊の防衛活動及び住民の初期消火活動に活用する。

現状と課題

- 令和 6 年 4 月現在 3,063 栓設置されており、有効な消防水利として活用している。
- 課題として、「消防水利整備計画」に基づき計画的に消火栓を設置しているが、住宅地であっても水道管路の口径が消防水利の基準に適合しない場所や住宅密集地等の道路幅が狭く消防車両が進入できないなど、地域の特性によっては設置できない場所がある。

今後の事業展開

- 「消防水利整備計画」に基づき、消防活動の実情に即した有効な箇所を選定し設置していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	19,200		

消防施設等整備事業

担当部課名
消防本部 警防課

事業概要

- 「消防水利整備計画」に基づき、市有地に耐震性貯水槽を設置し（目標数 139 基）、平常時の火災や大規模な地震発生時、大きな揺れにより水道管が破損するなどし、消火栓からは有効な水量が見込めなくなることから、二次的に発生する火災への備えとして活用する。

現状と課題

- 耐震性貯水槽は昭和 52 年から設置を開始、令和 6 年 4 月現在 128 基が設置済みであり、有効な消防水利として活用している。
- 課題として、市有地等、設置場所の確保が困難となっている。

今後の事業展開

- 「消防水利整備計画」に基づき、震災時における有効水利の手薄な地域に耐震性貯水槽を設置していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	66,000		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

非常備消防事業

担当部課名
消防本部 人事課・警防課

事業概要

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進するため、消防団に係る各種資機材の更新・整備、及び消防団員の確保に向けた各種対策、並びに報酬等の支払いを行う。
- 災害時に活用する消防水利の確保のため、「道路下防火水槽改修計画」に基づき、道路下に設置されている防火水槽を補強することで、耐震化、長寿命化※を図り、災害時に、有効な水利として、活用ができるよう整備するとともに、陥没による事故を未然に防止する。

現状と課題

- 消防団の消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新、整備を行うが、耐用年数を経過し、老朽化している車両に対する修繕費の増額・更新サイクルの見直し等が課題となっている。
- 道路下防火水槽は、令和5年4月現在改修が必要と診断された60基全ての改修を完了し、有効活用しているが、補強工事による水量の半減が課題となっている。

今後の事業展開

- 更新計画に基づき、消防団に係る各種資機材及び車両の計画的かつ効果的な更新・整備を継続するとともに、更新サイクルが長期化しているものについては状況に応じて計画の見直しを実施していく。
- 分団の実情に合わせ、ポンプ車を積載車などへ切り替える選択ができるよう検討する。
- 「消防水利整備計画」に基づき、災害時に防火水槽が活用できるよう適切に維持管理を実施していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	345,810		

施策 3 防犯・交通安全対策の充実

施策の方向 -----

犯罪や交通事故による被害を未然に防止するため、地域や関係機関と連携して、防犯や交通安全に対する意識の普及啓発を図るとともに、防犯活動や交通環境の改善に取り組みます。

現状と課題 -----

- 本市は、人口や産業、道路などの都市基盤が集積していることから、犯罪や交通事故が比較的多いという状況にあります。
- 警察をはじめとする関係機関と連携して、市民の防犯や交通安全に対する意識の醸成を図るとともに、地域防犯活動の充実や交通安全施設の点検・整備などによる交通環境の改善に取り組んでいく必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	市内の刑法犯認知件数	1,057 件	1,011 件	 
	市内の交通事故発生件数	641 件	400 件	
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	—	—	2.43P	2.44P

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

施策を構成する事務事業

施策3 防犯・交通安全対策の充実

（１）防犯や交通安全に対する意識の普及啓発

- ◎交通安全対策事業
- ◎社会を明るくする運動事業
- 運転免許証返納高齢者支援事業

（２）防犯活動

- ◎安全安心街づくり事業
- ◎街路灯助成事業
- ◎学校安全安心推進事業

（３）交通環境の改善

- ◎交通安全施設整備事業
- 自転車対策事業
- 通学路交通安全対策事業

（４）相談・救済対策の充実

- 交通災害共済事業

主要事業

交通安全対策事業

担当部課名
市民部 総務課

事業概要

- 交通ルールや交通マナーの徹底と交通安全意識の高揚を図る。
- 交通安全施設の整備を推進する。
- 交通事故相談員による相談・助言等の支援を行う。

現状と課題

- 交通事故発生件数は、近年増加しており、中でも 65 歳以上の高齢者が関係する交通事故件数は高い水準で推移している。また、道路交通法の一部改正により、令和 6 年 11 月から、自転車運転中の、酒気帯び及び携帯電話等の使用への罰則が強化された。こうした状況の中、交通事故防止対策を推進し、市民一人一人が思いやりを持って、命の尊さを認識し、交通安全に真剣に取り組むよう、交通安全思想の普及と認識の徹底を図っていく必要がある。

今後の事業展開

- 山梨県や警察署をはじめとする関係機関及び団体との連携・協調のもと、春・秋の全国交通安全運動をはじめとする交通事故防止対策等に参画するとともに、子ども及び高齢者等を対象に交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚に努める。
- カーブミラー、自発光式交差点鉾等の交通安全施設の整備を進めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	13,891		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

安全安心街づくり事業

担当部課名

市長直轄組織 危機管理課

事業概要

- 自主防犯ボランティア団体の活動活性化のための支援
- 青色防犯パトロールカー等による巡回
- 屋外防犯カメラ（見守りカメラ）の管理運用
- 各種犯罪の未然防止対策の推進

現状と課題

- 甲府市安全・安心ボランティアは、55 団体、4,009 名（令和 6 年度末現在）が登録し、活動を行っている。その活動の活性化を支援するため、甲府市安全・安心ボランティア団体補助金制度の運用、甲府市自主防犯ボランティア団体連絡協議会・研修会を開催している。また、防犯情報等の発信を（市ホームページ、広報こうふ、防災行政用無線の活用）通じ、地域の安全・安心への取組を推進している。同活動を将来にわたり持続可能なものとするため、若者のボランティア団体への参加を促す活動等への支援が必要不可欠であり、また、補助金制度についても出前講座や広報こうふ等で幅広く紹介し、制度の効果的活用を図る必要がある。
- 青色防犯パトロールカーについては、専用車両 1 台のほか、公用車 11 台を指定して運用している。また、自主防犯ボランティア団体では、5 団体、48 台（令和 6 年度末現在）が青色パトロール隊を編成し、児童の通学路における巡回の強化を図っている。青色防犯パトロールカーは視認性に優れ、犯罪抑止効果が高いことから、官民一体となって市民が安全安心を実感できる良好な治安を確保するため効果的に運用していく必要がある。
- 屋外防犯カメラ（見守りカメラ）については、市内 3 駅等に 35 台（令和 6 年度末現在）を設置している。市内の刑法犯認知件数は令和 4 年より増加傾向にあり、依然として高齢者を狙った電話詐欺や乗物盗などの街頭犯罪が多く発生する中、防犯カメラが犯罪抑止及び犯人検挙に結びつく有効な手段となっていることから、今後も住民のニーズを踏まえた対応が求められる。
- 電話詐欺事案をはじめとした各種犯罪の未然防止については、出前講座、広報こうふ及び防災行政用無線による注意喚起等の様々な対策を講じているが、電話詐欺は依然として被害が後を絶たないことから、最新の手口や傾向等、あらゆる機会を通じた情報発信に努める必要がある。

今後の事業展開

- 幅広い年齢層に、安全・安心ボランティア活動への理解と参加の呼びかけを実施する。
- 青色防犯パトロールカー等により、犯罪情勢を踏まえた、より効果的な巡回警備を実施する。
- 「見守りカメラ（屋外防犯カメラ）の設置基本方針」や住民のニーズ等を踏まえた対応に努める。
- 電話詐欺等、住民の身近な犯罪の発生に関する情報の積極的提供に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	11,986		

街路灯助成事業

担当部課名
 市民部 協働推進課

事業概要

- 防犯、交通安全及び自然環境対策のため、自治会が維持管理している街路灯に要する経費（設置費、撤去費等及び LED 灯交換費並びに電気料）の補助を行い、安全で安心なまちづくりの推進に努める。

現状と課題

- 自治会からの申請により、街路灯の新設・撤去・補修・LED 灯への交換に対し、補助金の交付を行っている。
- 今後、多くの LED 街路灯の交換時期が到来すると見込まれる。
- 自治会が維持管理している街路灯の電気料（10 カ月分）について、補助を行っている。
- 毎年多くの自治会において役員が交代するため、街路灯電気料補助金申請手続きについて適切にサポートし自治会の負担軽減を図る必要がある。
- 自治会が維持管理する街路灯の落下等により自治会に賠償責任が課せられた場合に備えて、自治会の負担軽減の観点から市として防犯灯管理者賠償責任保険に加入している。

今後の事業展開

- 今後も協働※の理念を念頭に、地域における街路灯の維持管理を推進していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	46,803		

基本目標 3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

学校安全安心推進事業

担当部課名

教育部 学事課

事業概要

- 全国的に学校の教育現場において、通学途中に見知らぬ人に声をかけられる、校内に不審者が侵入するなど、子どもたちが事件に巻き込まれるケースが増えていることから、小学生の通学時安全対策として市立小学校の1年生への防犯ブザーの配布や、防犯に関する通学路合同点検を実施するとともに、学校内の安全対策として、小学校全校に整備した緊急通報システムの適切な運用を図っている。
- 交通に関する通学路合同点検を実施する。

現状と課題

- 防犯ブザーは児童及びその保護者の防犯意識の高揚を図る目的で配布している。その後のメンテナンスについては、各家庭で対応していただけるよう周知に努めている。
- 緊急通報システムについては、適正な運用が図れるよう、各学校においてシステム点検等行う中で、学校内の安全対策に努めている。
- 登下校防犯プラン（平成30年6月22日、登下校時の子供の安全確保に関する閣僚会議決定）に基づき、防犯の通学路合同点検を実施し、児童の安全確保に努めるとともに、地域連携の場として通学路安全推進連絡会議を開催し、関係機関との連携を図っている。

今後の事業展開

- 今後も通学時安全対策として、小学校1年生に対して防犯ブザーを配布していく。
- 学校内の安全対策として、小学校全校に整備した緊急通報システムの適切な運用を図っていく。
- 学校やPTA、警察及び地域住民等の関係機関との連携強化に努め、情報を共有するなど、より効果的な事業推進を図る。
- 登下校時の子どもの安全確保を図るため、引き続き通学路における防犯の合同点検を実施する。
- 犯罪を未然に防ぎ、より効果的な防犯対策に繋がるよう、すべての小中学校に防犯カメラを設置したことから、適切な運用を図り、引き続き学校内の防犯対策に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	743		

交通安全施設整備事業

担当部課名
 まちづくり部 道路河川課

事業概要

- 交通安全対策特別交付金※の対象となる道路反射鏡、歩道改良（バリアフリー化）、路面標示（区画線）、道路案内標識、道路照明、車両用防護柵等についての調査結果や、住民要望に基づき、工事発注により整備を図る。

現状と課題

- 新たな道路の開通や開発行為などにより、既存の道路の交通事情が大幅に変わることで、新たな交通安全施設の整備要望は尽きることがない。路面標示の区画線は消耗による定期的な引き直しが必要であり、その他の車両用防護柵や標識など付属施設の老朽化による更新も必要となることから住民要望は高い。また、高齢化の進展などによる歩道のバリアフリー化対策の要望も多数寄せられている。
- 交通安全対策特別交付金制度の活用による事業であるため、事業対象の範囲、規格が制限される。
- 市で管理する道路延長に対して十分な予算の確保が難しい。

今後の事業展開

- 優先度を見極める中、老朽化した車両用防護柵や標識、区画線などの更新工事を計画的に行っていく。
- 今後も引き続き、交通安全対策特別交付金を活用しながら、関係各課・関係事業と一体的に各種整備を図っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	45,500		

施策4 消費者保護の推進

施策の方向

消費者被害の未然防止や救済を図るため、関係機関と連携しながら、消費生活相談や啓発活動に取り組みます。

現状と課題

- 消費生活の利便性は、インターネットやスマートフォンなどの普及、サービスの多様化などを背景として飛躍的に高まりました。その反面、事業者による違法な行為など、消費者をめぐるトラブルも発生しています。
- 関係機関、消費者団体などとの連携のもと、消費生活をめぐる親切・丁寧で的確な相談対応に努めるとともに、トラブルに巻き込まれないための情報提供や消費者教育を通じた意識啓発に取り組んでいく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	消費生活センターにおける救済件数	296 件	400 件	 
	消費者問題出前講座受講者数	425 人	1,900 人	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.34P	2.38P

施策を構成する事務事業

施策4 消費者保護の推進

(1) 消費生活相談や啓発活動

◎消費者啓発育成事業

○計量検査事業

主要事業

消費者啓発育成事業

担当部課名
市民部 総務課

事業概要

- 複雑・多様化している消費者問題について、最新の消費生活情報の提供や消費者意識の啓発に努め、消費者の自立支援を図る。

現状と課題

- 国・県及び関係機関の各種消費者情報を収集し、消費者に提供すること等により、消費者被害の未然防止に努めてはいるが、消費者被害に関する相談件数は依然として高い水準で推移しており、また最近、インターネットやスマートフォン等の普及により、高齢者のみならず若年層においても、様々なトラブルに巻き込まれるケースも増えていることから、年齢に応じた消費者教育の推進が必要である。
- 消費生活相談件数の約 5 割が 60 歳以上の方々であることから、消費者被害に遭いやすい高齢者等を見守るための体制が必要である。
- 消費生活相談内容は、複雑かつ多様化していることから、それらに対応するために消費生活相談員や関係職員の一層のスキルアップが必要である。

今後の事業展開

- 消費生活センターにおいて、より一層きめ細やかな相談対応を行う。
- 消費生活相談員による「消費者問題出前講座」を、地域や学校等において、それぞれの特性に応じた内容で実施する。
- 「消費生活センター消費生活情報サイト」を活用し、消費生活に関する情報を迅速に市民へ提供することにより消費者被害の未然防止に努めるとともに、消費生活に関する啓発活動等を通して消費者の自立を支援する。
- 消費者安全の確保に必要な情報交換や取組に関する協議を行う「甲府市消費者安全確保地域協議会」を開催するとともに、消費者見守りサポーター養成講座を開催し、高齢者等を見守る担い手の養成・増員に努める。
- 県央ネットやまなしの取組として、甲府市消費生活センターの広域的展開により、消費者トラブルの困難事例の共有化や相談体制の拡充などを通じて、消費者トラブルの未然防止と早期解決を図り、圏域住民の安全・安心の確保につなげる。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	67,577		

施策1 地域福祉の推進

施策の方向

市民が共に思いやり、支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民の地域福祉活動への主体的な参加を促進するとともに、ボランティアなどの活動を支援しながら、保健、医療、福祉をはじめとする各分野の連携・協働※による地域福祉を推進します。

現状と課題

- 地域社会では、これまでの伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱まり、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化しています。近年多発している自然災害を受け、地域の絆やコミュニティ※の必要性があらためて強く認識されるようになっていきます。
- 市民の地域福祉に対する意識を醸成するとともに、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動への幅広い市民の参加を促進し、地域における生活課題に取り組む市民の力を引き出し、支え合いの地域づくりにつなげていく必要があります。
- 市民が生活課題に取り組むにあたり、身近に相談できる場の整備・周知を図り、関係者や関係機関が連携することで、市民に対する支援体制を構築していく必要があります。
- 支援を必要とする人を地域で継続して支えていくため、地域福祉を支えるボランティアの養成と活動支援により、つながりづくりや見守り、声かけを行うことができる関係を築いていく必要があります。
- 地域住民が福祉サービスを適切に利用できるよう、保健、医療、福祉をはじめとする各分野の連携・協働のもと、必要なサービスを総合的に利用できる仕組みづくりが必要です。
- 地域住民が社会福祉施設や介護保険サービス及び障害福祉サービスなどを安心して利用できるよう、社会福祉法人や事業者等に対して、運営等に関し、適切な指導・監査を行っていく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	地域福祉推進計画における数値目標の達成率	128.5% (R5)	117.4%	  
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.52P	2.54P

施策を構成する事務事業

施策 1 地域福祉の推進

（１）地域福祉活動への参加促進

- 社会福祉総務事務

（２）地域福祉のネットワークづくり

- ◎地域支援事業（再掲）
- 民生委員関係事務
- 戦没者慰霊祭事業
- 福祉関係計画推進事業
- 戦没者・原水爆被爆者等援護事業

（３）社会福祉事業等の適正な運営の確保

- 社会福祉事業等指導・監査事業

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

地域支援事業（再掲）

担当部課名

福祉部 長寿介護課・地域包括支援課
保健衛生部 地域保健課

事業概要

●介護保険の保険者は市区町村であり、制度運営を主体として行う。介護保険制度のサービスは、訪問介護などの保険給付と介護予防事業などの地域支援事業で構成され、その費用を40歳以上の被保険者と国・県・市区町村がそれぞれ負担する制度である。また、平成27年4月に施行された改正後の介護保険法に基づき、これまで介護予防給付として行っていた介護予防の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行して実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」を、本市においては平成28年4月から実施するとともに、「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症対策の推進」「生活支援体制整備事業」などの取組を進めている。

現状と課題

- 本市の高齢者人口は、介護保険制度がスタートした平成12年の38,018人に対し、令和6年は55,034人と約1.5倍となっている。高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を着実に推進するとともに、①多様な主体によるサービスの提供に向けた取組、②更なる在宅医療・介護連携の推進に向けた取組、③認知症初期集中支援チームによる支援を始めとする認知症への総合的な対策に向けた取組などを、なお一層進めていく必要がある。
- フレイル[※]関連の疾病が、要介護の原因に関わることから、健康寿命[※]の更なる延伸に向けては、フレイル予防に着目した事業展開が必要である。
- 医療や介護が必要になっても本人の意思にあった医療ケアが行われるようにするため、人生の最終段階における医療ケアについて繰り返し話し合う取組が医療・介護現場だけでなく、市民の生活の中に浸透させていくことが必要である。
- 認知症施策については、令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく、更なる推進が求められている。

今後の事業展開

- 「高齢者いきいき甲府プラン」及び「甲府市保健計画」に基づき、住民をはじめとする多様な主体が参画した通いの場や生活支援サービスの充実など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケア体制[※]の推進に取り組む。
- フレイル予防の普及啓発に努めるとともに、フレイル予防教室や地域の通いの場等において、握力等の測定やフレイルに関するチェックを実践し、高齢者が自らの健康状態を点検し、健康の保持・増進に向けた取組が実践できるよう、関係団体等と連携を図り取組を推進する。
- 引き続き、地域における健康づくりを推進する団体等と協働し、ふれあいくらぶ等の事業が継続実施できるよう取組を推進する。
- 医療と介護の両方が必要になった方を地域で支えるため、急変時の対応等の休日夜間を含めた24時間体制のネットワーク形成に向けて、病院、診療所及び多職種によるワーキンググループで検討し、連携を強化するための取組を実施する。
- 住民が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、ACP[※]（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発について、幅広い年齢層の市民と、医療・介護関係者を対象とした研修等を行うとともに、本人の想いを共有するための「わたしの想いノート」の活用も併せて周知を行う。
- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向け、地域で支える取組を継続して推進していくとともに、認知症に関する理解を深めることで、早期発見、早期対応による重症化予防につなげていけるよう、更なる普及啓発に取り組む。
- 認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症サポーターが中心となって認知症の方をチームで支えるチームオレンジの設置を進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1,043,608		

施策 2 高齢者福祉の充実

施策の方向

高齢者が健やかにいきいきと暮らすことができるよう、地域包括ケア体制を確立する中で、生活支援や介護のサービスを適切に提供するとともに、介護予防や在宅医療・介護連携、認知症対策を推進するなど、高齢者福祉の充実を図ります。

現状と課題

- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・予防等との連携により、支援が必要な方を身近な地域で支える地域包括ケア体制を一層充実することが必要です。
- 高齢化の進行に伴い、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療と介護の一体的な提供ができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療と介護の連携を推進していくとともに、認知症の方への適切な支援や高齢者の権利擁護に関する事業に取り組むなど、高齢者の自立した生活を支援する環境づくりが必要です。
- 高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいを持って生活ができるよう、社会参加を促進するための体制づくりが必要です。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	地域包括支援センターの相談支援件数	5,182 件 (R5)	4,711 件	
	介護を要しない前期高齢者の割合	96.2%	96.2%	1 健康な生活 3 働き続けられる社会
	認知症サポーター数	18,761 人 (R5)	21,558 人 (累計)	
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	—	—	2.40P	2.43P

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

施策を構成する事務事業

施策2 高齢者福祉の充実

（1）生きがいづくりの推進

◎生きがい対策事業

○福祉センター事業

（2）生活支援サービスの提供

○老人保護措置事務

○敬老対策事業

○在宅高齢者対策事業

○若竹ねざらい事業

（3）介護サービスの提供や介護予防・認知症対策の推進

◎地域支援事業

◎成年後見制度普及促進事業

○介護保険対策事業

主要事業

生きがい対策事業

担当部課名

福祉部 長寿介護課

事業概要

- 高齢者が知識と経験を活かし、地域社会における社会奉仕活動や創造的活動に参加し、生きがいを高めるため、シニアクラブ等への助成を行うとともに、超高齢社会を迎え、地域住民の主体的な参加の促進を図るため、地域の連携意識と福祉の心の醸成を図る。

現状と課題

- 高齢者数の増加が予測される中、シニアクラブのクラブ数と会員数を増やしていくことが課題である。

今後の事業展開

- 市シニアクラブ連合会との連携を強化し、シニアクラブ活動の活性化を図る。
- 関係団体との連携や、いきいきサロンを活用し組織の活性化と運営支援及び新規会員数の増加に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	18,373		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

地域支援事業

担当部課名

福祉部

長寿介護課・地域包括支援課

保健衛生部

地域保健課

事業概要

- 介護保険の保険者は市区町村であり、制度運営を主体として行う。介護保険制度のサービスは、訪問介護などの保険給付と介護予防事業などの地域支援事業で構成され、その費用を40歳以上の被保険者と国・県・市区町村がそれぞれ負担する制度である。また、平成27年4月に施行された改正後の介護保険法に基づき、これまで介護予防給付として行っていた介護予防の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行して実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」を、本市においては平成28年4月から実施するとともに、「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症対策の推進」「生活支援体制整備事業」などの取組を進めている。

現状と課題

- 本市の高齢者人口は、介護保険制度がスタートした平成12年の38,018人に対し、令和6年は55,034人と約1.5倍となっている。高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を着実に推進するとともに、①多様な主体によるサービスの提供に向けた取組、②更なる在宅医療・介護連携の推進に向けた取組、③認知症初期集中支援チームによる支援を始めとする認知症への総合的な対策に向けた取組などを、なお一層進めていく必要がある。
- フレイル[※]関連の疾病が、要介護の原因に関わることから、健康寿命の更なる延伸に向けては、フレイル予防に着目した事業展開が必要である。
- 医療や介護が必要になっても本人の意思にあった医療ケアが行われるようにするため、人生の最終段階における医療ケアについて繰り返し話し合う取組が医療・介護現場だけでなく、市民の生活の中に浸透させていくことが必要である。
- 認知症施策については、令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく、更なる推進が求められている。

今後の事業展開

- 「高齢者いきいき甲府プラン」及び「甲府市保健計画」に基づき、住民をはじめとする多様な主体が参画した通いの場や生活支援サービスの充実など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケア体制の推進に取り組む。
- フレイル予防の普及啓発に努めるとともに、フレイル予防教室や地域の通いの場等において、握力等の測定やフレイルに関するチェックを実践し、高齢者が自らの健康状態を点検し、健康の保持・増進に向けた取組が実践できるよう、関係団体等と連携を図り取組を推進する。
- 引き続き、地域における健康づくりを推進する団体等と協働し、ふれあいくらぶ等の事業が継続実施できるよう取組を推進する。
- 医療と介護の両方が必要になった方を地域で支えるため、急変時の対応等の休日夜間を含めた24時間体制のネットワーク形成に向けて、病院、診療所及び多職種によるワーキンググループで検討し、連携を強化するための取組を実施する。
- 住民が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、ACP[※]（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発について、幅広い年齢層の市民と、医療・介護関係者を対象とした研修等を行うとともに、本人の想いを共有するための「わたしの想いノート」の活用も併せて周知を行う。
- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向け、地域で支える取組を継続して推進していくとともに、認知症に関する理解を深めることで、早期発見、早期対応による重症化予防につなげていけるよう、更なる普及啓発に取り組む。
- 認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症サポーターが中心となって認知症の方をチームで支えるチームオレンジの設置を進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1,043,608		

成年後見制度普及促進事業

担当部課名
 福祉部 長寿介護課

事業概要

- 成年後見制度※の利用の促進に関する法律に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、平成 31 年 3 月に「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、平成 31 年 4 月には「甲府市成年後見制度中核機関（以下「中核機関」という。）」を設置し、甲府市社会福祉協議会へ運営を委託した。
- 令和 5 年度には、更なる成年後見制度の普及促進を図るため、次期計画として「第 3 次甲府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、中核機関と本市が車の両輪となり、成年後見制度の利用を促進するための施策に取り組んでいる。
- また、令和 7 年度から新規事業として、単身高齢者等を対象とした終活に係る相談窓口を設置し、支援体制を構築することによって、人生の終末期に対する不安を解消する取組を行う。

現状と課題

- 成年後見制度の利用者は増加しており、認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の増加に伴い、成年後見制度のニーズも高まっている。しかし、本市が令和 5 年度に行ったアンケート調査では、本市の成年後見制度の認知度は 7 割程度と比較的高い水準（72.9%）であったが、利用意向については他市と比較して 2 割程度と低い水準（27.1%）にあることに加え、「利用したいか分からない」と回答した者も 4 割程度（43.7%）いた。そのため、普及啓発の対象者を、判断能力が不十分な方々・支援関係者・一般市民ごとに分けて周知し、「利用したいか分からない」者が減らせるように、更なる普及啓発活動を行う。また、少子高齢化から単身高齢者等が増加しており、身寄りのない人をはじめ、人生の最期に対して不安を抱える市民の増加が見込まれる中、終活に対する支援ニーズが高まっている。

今後の事業展開

- 第 3 次甲府市成年後見制度利用促進基本計画の基本理念である、だれもが尊重され自分らしく暮らせる権利擁護支援の推進を図る。
- 成年後見制度の普及・啓発の推進、中核機関の機能充実、権利擁護の地域連携ネットワークの強化の施策を推進し、成年後見制度の利用促進を図る。
- 令和 7 年度から新規事業として、単身高齢者等を対象とした終活に係る相談窓口を設置する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	25,365		

施策3 障がい者福祉の充実

施策の方向

障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、障がいへの理解を深める中で、障がいのある人の生活を支える各種サービスを提供するとともに、社会参加を促進する等、障がい者福祉の充実を図ります。

現状と課題

- 障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、障がいによって差別されることなく、共に生きる喜びを実感できるよう、協働による共生社会の実現を目指す必要があります。
- 障がいの多様な特性にかかわらず、また、どんなに障がいが重くても、必要とするサービスを利用しながら、障がいのある人本人が希望する地域で安心して暮らせる環境づくりが必要です。
- 障がいのある人が、生涯を通じて、可能な限りその希望する身近な場所において、必要な支援を受けられるよう、障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約しているあらゆる社会的な障壁の解消を推進し、いきいきと暮らせる環境づくりが必要です。
- 障がい児の健やかな育ちを身近な地域で支援するため、ライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりの構築を図る必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	一般就労移行者数（累計）	223 人	235 人	    
	基幹相談支援センター※の相談支援件数	17,446 人	14,086 人	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.26P	2.31P

施策を構成する事務事業

施策 3 障がい者福祉の充実

（１）障がい者福祉サービスの提供

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ◎重度心身障害者医療費助成事業 | ◎自立支援サービス事業 |
| ○特別障害者手当等支給事業 | ○心身障害児童福祉手当支給事業 |
| ○自立支援医療事業 | ○自立支援補装具事業 |
| ○自立支援給付審査会事業 | ○障害児通所支援事業 |
| ○障害児（者）施設整備事業 | |

（２）社会参加の促進

- | | |
|------------------|------------|
| ◎障害者のすみよいまちづくり事業 | ◎地域生活支援事業 |
| ○障害者センター事業 | ○身体障害者福祉事務 |

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

主要事業

重度心身障害者医療費助成事業

担当部課名

福祉部 障がい福祉課

事業概要

- 重度心身障がい者の医療費助成
- 入院時の食事代の助成

現状と課題

- 窓口無料方式による医療費助成に対する、国民健康保険制度の国庫負担金等の減額措置を解消するために、平成26年11月から助成方法を自動還付方式に移行した。
- すこやか子育て医療費助成制度との均衡を図り、重度心身障がい児の経済的、時間的負担を軽減するため、窓口無料方式の対象を令和5年1月から高校3年生相当までに拡大した。
- 入院時の食事代の助成についても、高校3年生相当までの重度心身障がい児については令和5年1月から全額助成することとした。

今後の事業展開

- 支払困難者については、県の貸付制度の周知を図っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	681,669		

自立支援サービス事業

担当部課名

福祉部 障がい福祉課

事業概要

- 訪問系サービス…居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援を行う。
- 日中活動系サービス…療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、自立生活援助を行う。
- 居住系サービス…共同生活援助、施設入所支援を行う。

現状と課題

- 障害福祉サービスの利用者が増えているが、障がい者のニーズの多様化により、様々なサービスを提供する必要がある。適切なサービスを提供するため、利用計画の作成等及び指定特定相談支援事業所※の人材育成が求められる。また、法制度の改正等を注視する必要がある。

今後の事業展開

- 更なる資質の向上を図るため、情報の共有や研修等を通じて指定特定相談支援事業所全体のスキルの底上げを図りながら、制度改正等に適切に対応していく。
- 指導監査課と協力し、各事業所に適切な業務を指導、監査していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	5,021,290		

障害者のすみよいまちづくり事業

担当部課名
 福祉部 障がい福祉課

事業概要

- 重度心身障がい者に対するタクシー利用料金の助成（タクシー利用券の交付）

現状と課題

- 重度心身障がい者の社会参加・自立支援のため、引き続き事業を継続する必要がある。
- タクシーの初乗り料金の変更に伴い令和 2 年 4 月から助成額を 1 枚 740 円とした。
- 令和 3 年度から、当初交付枚数（最大 24 枚）を使い切った人を対象に追加交付（最大 12 枚）している。
- 令和 7 年度から、視覚障害の対象範囲を 3 級から 6 級まで拡充する。

今後の事業展開

- 安定的な事業実施のために、助成基準額の増額等を県に要望していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	16,562		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

地域生活支援事業

担当部課名
福祉部 障がい福祉課

事業概要

- 意思疎通支援事業や移動支援事業、日常生活用具給付等事業等を実施し、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施する。

現状と課題

- 平成 26 年度より障害者基幹相談支援センターを設置し、地域の中核的な総合相談の支援拠点として障がい者や家族からの相談に総合的に応じているところであるが、障がい者の地域移行、地域定着が国の政策として進められる中、相談内容も多岐に渡り、より一層の相談支援体制の強化が求められている。
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修を行い、意思疎通に支障がある障がい者等が自立した日常生活を送れるように支援する。

今後の事業展開

- 障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークを構築し、関係機関との連携を強化する。
- サービスを必要とする方が利用できるよう、分かり易い情報提供に努める。
- 障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目的とし、地域生活支援を更に推進するため、甲府市地域生活支援拠点等を整備し、各種事業を実施する。
- 福祉、保健、医療等関係者による協議により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた現状把握及び地域課題の抽出、共有等の取組を更に推進する。
- 医療的ケア児（者）の支援に関し、令和4年度に配置したコーディネーターによる、対象者の現状把握、分析、関係機関との連絡調整、支援内容の協議等を行う。
- 保育所等における発達障害に関する相談は増加傾向にあるため、発達障がい等スーパーバイズ※事業を実施し、子どもの特性に合った支援や保育所等での環境を整える等、発達障がい児支援を促進する。
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業を実施し、盲ろう者の意思疎通支援者の育成を図るとともに社会参加を促進する。
- 関係機関等と連携し、障がい者の支援体制づくりの充実に取り組む。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	197,086		

施策4 社会保障の充実

施策の方向

市民の安定した生活と健康を支えることができるよう、生活困窮者に対し、個別の世帯の実情に配慮した適切な支援に努めるとともに、国民健康保険や介護保険などの健全な運営を推進します。

現状と課題

- 社会経済構造の変容が著しい中、社会保障の果たす役割は大きく、国民に健やかで安心できる生活を保障するという社会保障の健全かつ持続的・安定的な運用が求められます。
- 生活が困窮している市民に対しては、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、一人一人の実情に配慮しつつ、包括的な相談支援とともに、安定した住居の確保と就労機会の確保など、自立を促すための取組などが必要です。
- 国民健康保険と後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、保健事業の充実や医療費の適正化、保険料の収納率の向上などに取り組む必要があります。
- 国民年金の制度に対する理解を深めるとともに、保険料の納付率の向上などに取り組む必要があります。
- 介護保険の健全な運営を図るため、介護サービスが適切に受けられる環境の整備、保険料の納付率の向上などに取り組む必要があります。

● 施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	生活保護の廃止のうち、就労（増収）によるものの割合	11.63% (R5)	12.5%	1 貧困をなくそう 3 質の高い教育をみんなに
	国民健康保険料の収納率（現年度）	93.27% (R5)	94.00%	8 持続可能な消費生活
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.39P	2.47P

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

施策を構成する事務事業

施策4 社会保障の充実

（１）生活困窮者への適切な支援

- ◎生活保護扶助事業
- 行旅病人死亡人取扱事務
- 生活保護適正実施推進事業
- 生活保護受給者就労支援事業

- ◎生活困窮者自立支援事業
- 生活保護総務事務
- 中国残留邦人生活支援事業

（２）国民健康保険の健全運営

- ◎国民健康保険事業

（３）後期高齢者医療の運営支援

- 後期高齢者医療事業

（４）介護保険の健全運営

- 介護保険運営事業

（５）国民年金の普及啓発

- 国民年金事務

主要事業

生活保護扶助事業

担当部課名
福祉部 生活福祉課

事業概要

- 生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭などの必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした事業である。

保護の要件として、保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先する。

現状と課題

- 生活保護制度を利用する本市の被保護世帯数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用情勢の悪化や物価高騰等の影響を受けつつ、令和3年4月をピークに、その後は増減を繰り返す中で、全体としては減少傾向となっている。また、被保護世帯の類型別割合は「高齢者世帯」が全体の約6割近くを占めているが、稼働可能な被保護者の多くが該当する「その他世帯」も約2割を占めており、被保護者の就労意欲の喚起や、状況に即した就労支援など、その自立の助長が必要となっている。
- 本市生活保護扶助費の割合は、高齢者世帯の増加等に伴い5割以上を医療扶助費が占めている。

今後の事業展開

- 保護の目的が達成できるよう、生活保護法や実施要領等に基づき、適正な生活保護行政の運営に努め、日頃から被保護者の実情を的確に把握し、保護を決定する。被保護者に対しては、本制度の主旨及び権利、義務について正しい理解を得るよう、十分な説明や、すべての被保護者世帯に対して配布する「生活福祉課だより」を活用するなど、制度の周知徹底を図っていく。また、関係機関や団体、地域住民と連携を深め、相互理解と地域社会の協力を得ながら、制度の円滑な運用と、地域共生社会の実現を図っていく。
- 稼働可能な被保護者に対しては、ハローワーク等と連携し、就労意欲の喚起や必要な情報の提供及び助言を行い、就労による経済的自立を図っていく。
- 頻回受診、重複処方の対策や後発医薬品の使用等適切な医療の利用を図るとともに、生活習慣病予防として、健診受診促進や管理栄養士による食生活の改善などを行う被保護者世帯の健康管理支援を継続実施していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	4,763,453		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

生活困窮者自立支援事業

担当部課名

福祉部 生活福祉課

事業概要

- 自立相談支援事業は、自立支援相談員が生活困窮者からの相談に丁寧に応じ、課題をアセスメントする中で、就労支援や家計改善支援など、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、庁内関係部署や関係機関と必要な情報の共有及び連携する中で、包括的に早期自立の支援を行う。
- 住居確保給付金事業は、離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれが生じている方々に、就職活動を行うことを要件に一定期間、家賃を給付する。また、令和7年度より、事業の拡充により家計改善を前提とした低廉な住居への転居費用等の補助を行う。
- 居住支援事業（旧・一時生活支援事業）は、住居のない生活困窮者に対して一定期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を行い、自立に向けて支援する。
- 子どもの学習・生活支援事業は、生活困窮世帯の貧困の連鎖を防止するため、就労支援相談員が支援対象世帯を訪問し、子どもの学習支援や進路相談など、必要な支援を行う。
- 家計改善支援事業は、家計のやり繰りに課題を抱える生活困窮者に対し、専門的な観点から、適正な家計収支への助言・指導等のきめ細かな対応により、家計管理能力の向上を図り、早期に生活を再建させるための支援を行う。
- 就労準備支援事業は、直ちに就労が困難な生活困窮者に対し、一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練を行う。

現状と課題

- 相談者の抱える課題は、経済的困窮をはじめとして、障がいや傷病、DVや家族関係等、複雑・複合的な悩みを抱えているケースが多数あり、相談者の実情やニーズを丁寧な相談支援で的確に捉え、必要に応じて庁内関係部署や関係機関と情報の共有及び連携した支援を行っていく。また、困窮状態に応じ、速やかに生活保護担当と連携した支援を行う必要がある。
- 生活困窮者からの新規相談件数は、コロナ禍と比較すると減少しているが、昨今の物価高等により、新たな困窮原因が増えていることから、一人一人に丁寧に寄り添い、積極的に情報把握を行い、実情に応じた各種支援、制度に繋げるなど、早期に安心して生活できるよう支援していく必要がある。

今後の事業展開

- 稼働可能な者に対しては、ハローワーク甲府との連携による就労支援とともに、平成26年11月から開設された本市とハローワーク甲府との一体的事業である職業相談窓口「ワークプラザ甲府」との連携を一層密にした就労支援を展開していく。また、様々な要因から直ちに就労が困難な者に対しては、就労準備支援員が日常生活自立の段階から伴走型の支援を実施し、就労に必要な基礎能力の形成及び就労意欲の喚起を図っていく。
- 稼働不可の者に対しては、庁内関係部署や関係機関との連携を密にして、それぞれの課題解決に向けた総体的な支援を展開していく。ホームレス等に対しても、それぞれの自立に向けて、個々の実情に即した的確な支援を展開していく。
- 生活困窮者における支援としては、庁内関係部署及び社会福祉協議会等の関係機関と情報共有を図り、生活困窮者の早期把握に努める中で、自立に向けた包括的な支援を実施していく。
- 社会福祉協議会が実施した、緊急小口等特例貸付（コロナ特例）の償還にあたり、償還猶予を申請した借受人からの生活困窮などの相談希望があった場合は、社会福祉協議会と連携し、償還猶予や生活再建等に関する相談支援（フォローアップ支援）を積極的に行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	40,878		

国民健康保険事業

担当部課名
 福祉部 健康保険課

事業概要

- 国民健康保険制度は、都道府県及び市町村を保険者として、職域を対象とする健康保険や各種共済組合等の被用者保険の被保険者、組合員やその扶養者などの職域単位で行われている制度以外の農林漁業、自営業者などで構成されている地域保険である。
- 病気、けが、出産及び死亡の場合に被用者保険加入者以外の方に対する保険給付を行い、医療保険制度の中核をなす制度であるとともに、医療保障のみならず保健事業活動も実施しており、地域住民の健康保持や健康増進に対しても重要な役割を果たしている。

現状と課題

- 国民健康保険の財政運営は、他の医療保険に比べ所得水準が低い加入者が多く、また年齢構成が高く医療費水準も高いといった構造的な問題を抱えているとともに、1人あたりの医療費が年々増え続けている状況から、安定的な保険料収入の確保が求められている。

今後の事業展開

- 国は国民健康保険事業が抱える構造的な問題を解決するため、公費負担の拡充を行うとともに、平成30年度から国民健康保険事業を都道府県単位として県との共同運営を行っている。共同運営において、県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うことで制度の安定化を目指し、また市町村は、資格管理、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保険給付の決定、保健事業等、引き続き地域における事業を行っており、今後も国民健康保険の健全な運営を図る観点から、収納率の向上や医療費適正化に取り組んでいく。
- 保険料の収納率向上については、積極的な取組により、国民健康保険事業の財政基盤の安定化を図る。
- 医療費適正化を推進していくため、「第3期甲府市国民健康保険データヘルス計画」に基づく特定健康診査※受診率向上の取組として、人工知能（AI）を活用した受診勧奨を実施するとともに、特定保健指導※実施率やジェネリック医薬品※の利用率向上を図る。また、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを始めとする効果的・効率的な保健事業を実施し、市民の健康の保持増進を図っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	18,996,592		

施策5 健康づくりの推進

施策の方向

生涯を通じて市民が健やかに暮らすことができるよう、健康や食育に関する知識の普及啓発を図る中で、市民一人一人の主体的な健康づくりを支援するとともに、疾病予防や母子保健の充実を図ります。

現状と課題

- 少子高齢化が進行し、医療や介護に係る負担がより一層増えることが予想される中、健康寿命の延伸を実現するため、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営むために必要な機能を維持・向上していく健康づくりを推進することが求められています。
- 健康や食育に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域における健康づくりを推進する団体等との協働のもと、誰もが参加できる地域の健康づくり活動を推進するなど、市民自らが健康について理解と関心を持ち、一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援することが必要です。
- 生活習慣病やがん等の早期発見等による疾病予防、母性や乳幼児の健康の保持・増進を図るための母子保健、さらには感染症の予防対策等の充実により、乳幼児から高齢者までライフステージ各期に応じた健康づくり施策を推進する必要があります。
- 平常時の感染症発生動向調査や、結核・HIV・新型コロナウイルス感染症など様々な感染症に関する啓発や情報提供等に取り組み、感染症の予防及びまん延防止の対策を強化する必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	がん検診の受診率	胃がん 7.1% 子宮がん 7.5% 肺がん 13.0% 乳がん 13.6% 大腸がん 11.2% (R5)	胃がん 7.10% 子宮がん 8.55% 肺がん 12.70% 乳がん 13.30% 大腸がん 11.00%	
	乳幼児健康診査の受診率	1歳6か月児 98.4% 3歳児 97.5%	1歳6か月児 98.0% 3歳児 97.0%	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.52P	2.59P

施策を構成する事務事業

施策5 健康づくりの推進

（１）健康づくりへの支援

- | | |
|--------------------|-------------|
| ◎健康政策推進事業 | ◎健康づくり推進事業 |
| ◎精神保健福祉事業 | ◎母子保健事業（再掲） |
| ◎妊娠・子育て応援給付金事業（再掲） | ○保健施設管理事業 |
| ○市民いきいの里管理事業 | ○保健衛生総務事務 |
| ○保健統計調査等事業 | |

（２）疾病予防

- | | |
|---------|---------|
| ◎健康診査事業 | ◎各種予防事業 |
|---------|---------|

（３）母子保健の充実

- | | |
|-------------|--------------------|
| ◎母子保健事業（再掲） | ◎妊娠・子育て応援給付金事業（再掲） |
|-------------|--------------------|

（４）感染症への対策・患者支援

- | | |
|----------|--|
| ◎感染症対策事業 | |
|----------|--|

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

主要事業

健康政策推進事業	担当部課名 福祉部 地域包括支援課 保健衛生部 健康政策課
----------	-------------------------------------

事業概要

- 「人」、「地域」、「まち」による「健康の好循環」を創出し、健康都市宣言に基づく取組を推進することによって、健康寿命の延伸と「元気 City こうふ」の実現を目指す。

現状と課題

- 健康寿命の延伸に向け、健康無関心層を含む多くの市民が、自らが健康についての理解を深め、生活習慣の維持・改善に取り組むよう、健康づくり支援の強化を図ることが必要である。
- 高齢化の進展に伴う在宅医療・介護の需要の増加や、在宅医など医療介護関係者の人材不足が、甲府市及び近隣市町における共通の課題であり、「県央ネットやまなし」の形成を契機として、圏域で連携を強化する中で、効率的な在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進していく必要がある。
- 高齢者の健康については、複数疾患の合併や、加齢に伴うフレイルや認知症等により健康上の不安が大きくなる。こうした不安を取り除き、健康寿命の延伸、QOL(クオリティー・オブ・ライフ)の維持向上を図るためには、高齢者一人一人の状態に応じたきめ細かな支援や地域社会全体での集団的支援により、健康づくりや介護予防を一層推進していくことが必要である。

今後の事業展開

- 一人一人の健康管理を促し、主体的な健康づくりの継続を後押しする「健康アプリ」などの健康施策、令和6年度に作成した甲府市の歌体操の周知等を継続実施するとともに、市民の運動習慣の定着や健康意識の醸成を目的に子どもから大人までを対象とした「(仮称)健康フェスタ」を新たに実施することなどにより、市民の健康意識の醸成を促し、「人」「地域」「まち」が一体となった、健康づくりを推進する。
- 広域での在宅医療・介護連携を推進するため、医療・介護情報検索システムの運用と機能の拡大、医療介護関係者の連携促進やスキルアップなどに取り組む。
- 高齢者一人一人の健康状態に応じた各戸への訪問型支援事業「(仮称)糖尿病重症化等予防事業」や健康状態不明者の状況把握事業「げんきお届け隊」、集団で行う健康づくり事業「健康づくり同窓会」など、保健事業と介護予防の取組を一体的に実施することにより、高齢者の健康寿命の延伸と地域全体で高齢者を支える地域づくり・まちづくりを推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	49,362		

健康づくり推進事業

担当部課名
 保健衛生部 地域保健課
 子ども未来部 母子保健課

事業概要

- 健康増進法や保健計画、食育推進計画に基づく保健事業について、保健計画推進協議会、愛育会、食生活改善推進委員会等と協働して実施することにより、健康づくりの一次予防を推進し、健康寿命の延伸を図る。また、中核市※事務として難病支援事業、国民健康・栄養調査事業等を実施する。

現状と課題

- 地域においては、各地区に保健計画推進協議会を組織し、愛育会や食生活改善推進委員会等が行政と連携し、健康づくり推進のための取組を展開している。市民自らが健康づくりに対する意思や意欲を高め、主体的な健康づくり活動が継続できるよう支援していくことが求められる。
- 健康寿命の更なる延伸に向けては、健康の維持・増進を図るための普及啓発や機会の創出とともに、高齢者は地域や仲間と関わる社会参加の機会が重要となるため、フレイル予防に着目した働きかけが更に必要である。
- 働き盛り世代は、ライフイベントや生活環境の変化から運動不足・睡眠不足・ストレス過多が起りやすく、また、加齢に伴う身体の変化やこれまでの生活習慣などの影響から、生活習慣病などの発症や受診が必要な人が増える時期であるが、仕事や育児、介護などで多忙なことや健康への関心の有無などにより、健康診査やがん検診の未受診、病気の発見の遅れなどがみられる。地域保健と職域保健との連携を進め、定期的な健康診査・がん検診の受診や望ましい生活習慣の定着を図っていくことが必要である。
- 全ての方が健康的な食生活を送ることができるよう、「ライフステージに応じた食育の推進」と「自然に健康になれる食環境づくり」に重点的に取り組む必要がある。

今後の事業展開

- 各地区の健康課題に合わせ、健康づくり組織等とも協働しながら、「あなたの地区（まち）の出張保健室」等による住民への健康相談・健康教育により、生活の質の向上を図り、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を実現できるよう健康づくりを推進する。さらに、保険者や中北地域・職域保健連携推進協議会など地域保健と職域保健との連携を深め、生涯を通じた健康づくりの充実を図る。
- 「甲府市食育推進計画」に基づき、食育への関心が高まるよう関係団体等と連携し、「味覚教育」や「体験型食事教育 あなたの食事は☆いくつ？」等を実施するとともに、ライフステージごとの情報発信の充実を図る。また、関連する事業者等と食からの健康課題を共有する体制づくりに努め、健康的な生活習慣を実践しやすい食環境づくりを推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	27,972		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

精神保健福祉事業

担当部課名
保健衛生部 精神保健課

事業概要

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく、精神保健福祉士及び社会福祉士、保健師等による精神保健福祉相談や、警察官通報の受理及び相談対応等の業務のほか、甲府市自殺対策推進計画に基づく、自殺対策に関わる業務、ひきこもり支援に関わる業務を実施する。

現状と課題

- 社会情勢等に伴い、精神疾患を抱える方の相談件数は増加傾向にあり、対応が長期化している。また、医療中断による重症化をはじめ、精神保健に関するニーズは家族構成等も絡み、複雑で多様化しており、より高度な専門性の確保や関係機関との連携強化が必要となっている。
- 若者や非正規雇用の女性、高齢者のみの世帯などの特定層に自殺リスクが高いことが懸念され、第2次甲府市自殺対策推進計画の重点施策として取り組んでいる。また、自殺予防週間・対策強化月間やゲートキーパーなどの自殺対策に対する市民の認知度の向上が課題である。全国的には、小中高生の自殺が急増している。
- ひきこもり当事者の生活を支えてきた親世代も高齢者となり、また、親の介護や困窮、生活環境の低下など、複合的な問題を抱える世帯が増加していることから、庁内及び関係機関と更なる連携強化を図っていく。また、当事者の尊厳を維持し、偏見がなく、当事者や家族が安心して相談や支援が求められる地域づくり、支援体制が必要である。メタバース※を活用したひきこもり相談支援では、当事者が気軽に相談できるよう周知や交流会などを実施している。

今後の事業展開

- 精神保健分野では、専門性の向上や関係機関と連携した支援が必要とされ、各種研修への参加や県の協力を得ながらのスキルアップや、医療機関等の関係機関と連携した支援を強化していく。
- 女性や単身高齢者などを対象とした自殺対策として、庁内関係各課と連携した普及啓発や、県央ネットやまなしの多くの人々が利用する施設等での働きかけ、また若者の自殺対策として、専門学校や各学校等の生徒及び保護者向けに普及啓発を行っていく。
- ゲートキーパー養成講座受講者の増加や認知度の向上を図るため、中小企業を対象に動画での研修受講や啓発用リーフレットを配付し、自殺対策を支える人材の育成に努める。
- ひきこもりに関する正しい知識を持った理解者を地域に増やし、社会全体で支援していくよう、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等の地域で活動している団体等への研修会を実施するとともに県央ネットやまなしでの取組として住民向けのひきこもり講演会を実施する。
- メタバース空間の利用に慣れ親しみ、気軽な相談ツールとなるよう、当事者や家族の孤独感の解消を目的とした交流会を実施する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	5,792		

母子保健事業（再掲）

担当部課名
 子ども未来部 母子保健課
 保健衛生部 母子健康課

事業概要

- 母子保健法等に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、保健指導・健康診査等を実施し、母と子の健康づくりを推進する。
- 令和6年度にこども家庭センター（母子保健）を開設し、母子保健コーディネーター、子育て支援コーディネーター及びマイ保健師が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、児童福祉部門と一体的な相談支援を行っている。
- 保険診療で実施した不妊治療等を対象として、不妊に悩む方の経済的負担の軽減を図るとともに、これまで以上に治療機会が提供できるよう、不妊治療費助成事業を実施している。
- 女性の健康相談として、予期せぬ妊娠に関する悩み、女性に特有のこころや身体の悩みなどについて、保健師等の専門職が匿名相談に応じている。

現状と課題

- 妊娠届出時面談や産婦健康診査等の事業を通じ、支援の必要な妊産婦の早期把握に努めている。早期にマイ保健師が支援することで、母親の孤立感を和らげ、育児不安や負担感を軽減していくことが必要である。
- 乳幼児期の子どもの健やかな発育・発達を促し、保護者の育児不安の軽減を図るため、訪問や面談を通じた支援のほか、乳幼児健診や各種教室を通じたポピュレーションアプローチについても重点的に取り組んでいる。こうした中、乳幼児の健康診査の受診率は、令和5年度において、90%以上となっているが、引き続き個別通知などを通じて受診の必要性を周知し、受診率の向上に努めるとともに、未受診者の状況把握を行っていくことが必要である。
- 育てにくさを感じている保護者が必要なタイミングで相談できるよう、寄り添った支援を行う中で、保護者が子どもの発達過程や育児に関する理解を深め、適切な関わり方を知る機会の提供に努め、育児困難感を軽減していくことが必要である。
- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続して行いながら、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、母子保健に関わる関係機関との連携を更に推進していく必要がある。

今後の事業展開

- 支援が必要な子どもとその保護者に対し、マイ保健師が寄り添い支援を行うとともに、より手厚い支援が必要な子どもとその保護者についてはこども家庭センター（児童福祉）と連携・協働し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪とした支援の体制を充実させていく。
- 健康診査の未受診フォロー方法について再検討し、未受診児に対し効率的かつ早期にアプローチする体制を強化する。
- 令和6年度から、保護者が発達特性のある子どもに適切に対応できるよう、知識や方法を身につけるペアレントトレーニングと子どもの療育体験ができる「親子はぐくみクラス」を開始した。今後は、保育施設従事者が「親子はぐくみクラス」の事業内容を理解し、必要な保護者への紹介や集団保育の中で具体的配慮ができるようにするため、甲府市内の保育施設従事者も参加可能とする。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	245,811		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

妊娠・子育て応援給付金事業（再掲）

担当部課名

子ども未来部 母子保健課

事業概要

- 令和4年度から、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て家庭等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る妊娠・子育て応援給付金の支給を一体的に実施してきた。令和7年度からは、従来の「妊娠・子育て応援給付金事業」に代わり、子ども・子育て支援法による法定事業である「妊婦のための支援給付事業」として、引き続き、妊婦等への経済的支援と伴走型相談支援を効果的に組み合わせて、妊婦への総合的な支援を図る。

(1) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

相談支援や保健指導を通じて、安心して子どもを産み、育てることのできる環境を整備することを目的とする。

妊娠届出時、妊娠8か月頃及び出生後4か月頃までの間で面談を実施し、必要な支援を行う。なお、妊娠8か月頃の面談は、アンケートを行い、面談を希望した場合又は支援が必要と判断した場合に行う。

(2) 妊婦のための支援給付（妊婦等への経済的支援）

妊婦の身体的・精神的・経済的負担を軽減することを目的とする。

「妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告(妊婦給付認定申請)」を行い、妊婦給付認定者として確認された後に1回目の給付（5万円）を、出産予定日の8週間前の日（死産又は流産した時はその日）以降に、妊婦から胎児の数の届け出を受けたのちに2回目の給付（妊娠している子どもの人数×5万円）を支給する。

現状と課題

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となっている。

今後の事業展開

- 妊娠時から出産・子育てまで一貫して、全ての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を実施するとともに、必要な支援につなげていくことで、より安心して出産・子育てができるような環境を整備していく。
- 令和5年10月に開始したオンライン相談については、来所ができないなど対面での支援が行えない場合や妊娠8か月頃の面談の機会などに利用を積極的に案内する中で、相談ツールとして有効に活用する。これにより、適時に、一人一人に寄り添った支援を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	128,142		

健康診査事業

担当部課名
 保健衛生部 地域保健課

事業概要

- 生活習慣病やがん等の早期発見及び重症化を予防し、健康寿命の延伸を図る。
- 健康増進法第 17 条及び第 19 条の 2 の「市町村による生活習慣相談等の保健指導、関連業務の実施、健康増進事業の実施」に基づき、基本健康診査や各種がん検診などの事業を実施している。

現状と課題

- 生活習慣病対策として、19～39 歳の方を対象とした基本健康診査を実施するとともに、生活保護受給者を対象とした生活保護受給者等健診を実施し、生活習慣病等の早期発見に努めている。また、がんの早期発見への取組として、各種がん検診を実施している。疾病の早期発見及び重症化予防に向けて、多くの方に健康診査やがん検診を受けられるよう、健診体制の整備や周知に取り組む必要がある。
- 女性のがんについて、乳がんは最も罹患数が多く、また、子宮頸がんは増加する年齢が特に低く、20 代後半から緩やかに罹患率が上昇している特徴がある。いずれも早期発見であれば生存率が高いがんであることから検診による早期発見が重要となっている。
- がん検診を受けて精密検査の対象となった方が、きちんと精密検査を受けていただくような取組が課題となっている。
- 全世代を通じて定期的な歯科健診受診が重要であるが、市が実施している成人歯周疾患健診の認知度が低いことや受診者が少ないことが課題となっている。高血糖状態者や 65 歳未満の節目年齢（20,30,40,50,60 歳）にターゲットを絞った受診勧奨や、今後の受診勧奨の効果を上げるために受診後のアンケート調査を実施し、分析を行った。

今後の事業展開

- 多くの方に基本健康診査やがん検診等を受診してもらえるよう、あらゆる機会を通じて健診受診の周知を図り、受けやすい健診体制の整備に努める。特にがん検診については、令和 2 年度より集団健診申込みにおいて、希望しない健診を選択するオプトアウト方式※を取り入れたことで受診者数が増加したことから、こうした取組を継続していく。
- 女性特有のがんに関する正しい知識の普及や女性が検診等を受診しやすい環境づくりに努める。
- がん検診の結果、精密検査対象者となった者のうち受診が確認できない方に対し、電話等による受診勧奨を継続実施する。
- ターゲットを絞った受診勧奨により受診した方へのアンケート調査の分析を踏まえ、受診勧奨を行うことで歯周疾患健診の受診者の増加に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	158,634		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

各種予防事業

担当部課名

保健衛生部 医務感染症課

事業概要

- 予防接種法に基づき、感染症の被害を最小限にとどめるために、免疫の備わっていない乳幼児等や体力が低下している高齢者への予防接種を実施する。
- 定期接種の対象者またはその保護者に対して、制度の概要、予防接種の有効性、安全性及び副反応等について周知するとともに、予防接種による副反応や症状について、不安のある方からの相談を受け付ける。
- 予防接種法による予防接種を受けた方から、健康被害救済制度の請求を受けた場合は、甲府市予防接種健康被害調査委員会を開催する。その審議結果については山梨県を經由して国に進達を行う。
- 造血幹細胞移植を受けたことにより、医師の診断において予防接種を受ける必要がある者に対して、接種に係る費用の助成を行う。

現状と課題

- 接種間隔が空くなど、接種時期を忘れやすい年代の接種率が低い傾向にあることから接種率の向上を図る必要がある。
- 予防接種法に基づく予防接種は、新たなワクチンの定期接種化や、ワクチンの流通状況により、国において経過措置が設けられるなどの制度改正があることから、市民や医療機関に対して速やかに情報を伝える必要がある。
- 令和7年4月1日から新たに带状疱疹ワクチンが定期接種となるため、市民や医療機関に対して周知を図る必要がある。
- 予防接種事務のデジタル化に向けて、混乱なく移行するために関係機関との調整や体制整備を進めていく必要がある。

今後の事業展開

- 接種時期を忘れやすい年代の接種対象者に対し、個別通知を発送することなどにより接種率の向上を図る。
- 新たに带状疱疹ワクチンが定期接種となるため、接種対象者に個別通知の送付や広報こうふ等を活用した周知を行う。
- 予防接種による健康被害救済制度を知らない者に対して、制度を認知してもらうために、個別通知や広報こうふ等で継続的に周知を行い、認知度の向上に努める。
- 予防接種事務のデジタル化に関する情報収集を行い、早期にデジタル化が実現できるよう準備を行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	523,619		

感染症対策事業

担当部課名

保健衛生部 医務感染症課

事業概要

- 感染症の発生予防とまん延防止等を定めた「甲府市感染症予防計画」に基づき、体制整備及び各関係機関との連携を図る。
- 定点医療機関から週単位又は月単位での届出内容を感染症サーベイランスシステム[※]を通じて、中央感染症情報センターへ報告し、届出内容を集計・分析した情報を公表する。
- 社会福祉施設等において感染症が集団発生した場合等の原因究明と拡大防止の指導等を目的に疫学調査を実施するとともに、市民への注意喚起のため、市ホームページに情報を公表する。
- 結核をはじめとした医療費公費負担の対象となる感染症患者に対し、公費負担を通じて適切な医療を提供する。
- 先天性風しん症候群を予防するため、妊娠を希望する女性、その配偶者及び同居者等を対象に保健所において風しん抗体検査を実施し、抗体価が低い方には予防接種を勧奨する。
- エイズや性感染症のまん延防止と正しい知識の普及啓発を図るため、保健所における相談・検査及び学生等を対象とした知識普及啓発講座を実施する。

現状と課題

- 新型インフルエンザや新興感染症等における感染症の健康危機に備えるため、「甲府市感染症予防計画」及び「甲府市保健所健康危機対処計画（感染症編）」に基づき、感染症対策及び人員体制の整備、人材の養成等に計画的に取り組むとともに、関係機関との連携強化を図る必要がある。
- 結核は、既感染者の高齢化などによる再燃がみられ、早期発見、まん延防止が重要であり定期健診等の受診について周知を図る必要がある。また、再発及び薬剤耐性菌の出現を防止するため処方された薬剤を確実に服薬し、治療の完了を徹底する必要がある。

今後の事業展開

- 生命及び健康に重大な影響を与える恐れのある感染症の発生及びまん延に備えるため、「甲府市感染症予防計画」及び「甲府市保健所健康危機対処計画」に基づき対応する。
- 感染症まん延時等においても介護・障害福祉サービスが継続されるよう、事業所を対象とした研修の機会を提供するとともに、社会福祉施設職員向けのアクションカードのひな型を作成し、普及啓発を通じた活用促進に向けて働きかける。
- 感染症患者の移送体制、在宅療養者の支援体制の構築に向けた関係機関との協議検討を行う。
- 感染症のまん延時等、健康危機発生における保健所機能の強化に向け、感染症有事人員体制を構築し、有事体制初期の全職員及び I H E A T[※]要員への実践的訓練を実施する。
- 甲府市感染症対策連携会議等を開催し、医療機関等関係機関との連携強化を図る。
- 結核患者の服薬を支援する D O T S[※]支援員を引き続き配置し、確実な服薬を支援することにより、結核の再発や多剤耐性結核の発生を予防する。また、治療終了後の管理検診や結核患者との接触があった者への健診を行い、早期発見に努めるとともに、市民への結核予防に関する情報発信に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	27,835		

施策6 医療環境の充実

施策の方向

市民が安心して医療を受けることができるよう、地域の医療機関との連携と機能分担を推進し、医療支援体制の確立に努めるとともに、休日及び平日夜間における緊急医療体制の充実を図ります。

現状と課題

- 市立甲府病院にあっては、地域の中核病院として、各医療機関との機能分担及び医療連携並びに在宅医療等への支援強化に努めながら、地域が一体となった切れ目のない医療体制を確立し、経営の健全化を図る必要があります。
- 甲府市医師会など関係機関と連携し、甲府市地域医療センターや山梨県初期救急医療センターによる休日及び平日夜間における緊急医療体制の充実を図る必要があります。
- 病院や診療所等が適正な医療を行う場となるよう立入検査を実施するとともに、医療に関する相談や情報提供などを行う医療安全相談コーナーを設置し、市民が安心して医療を受けられる環境の構築及び医療の安全の確保を図る必要があります。
- 薬局等勤務薬剤師にかかる研修会を開催し、薬剤師の資質向上や業務の適正化等を図るほか、毒物劇物取扱者講習会を開催するなどし、毒物及び劇物による保健衛生上の危害防止を図る必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	市立甲府病院の病床利用率	65.0% (R5)	68.1%	
	市立甲府病院における患者の紹介率・逆紹介率	紹介率 60.4% (R5) 逆紹介率 59.3% (R5)	紹介率 65.6% 逆紹介率 65.0%	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.81P	2.85P

施策を構成する事務事業

施策6 医療環境の充実

（１）医療支援体制の確立

◎病院経営推進事業

○医療安全対策推進事業

◎地域医療連携事業

○国民健康保険事業（直営診療）

（２）緊急医療体制の充実

◎救急医療体制整備事業

○地域医療センター管理事業

（３）保健衛生の充実

○薬務等対策事業

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

主要事業

病院経営推進事業

担当部課名

市立甲府病院 経営企画課

事業概要

- 経営の健全化

需要が高まる医療・介護、地域に不足する医療・介護に対する体制強化を行う中で「市立甲府病院経営強化プラン」に基づき、入院収益の年次的な増収及び費用抑制を図ることにより、経常収支比率※100%以上を目指す。

現状と課題

- 平成25年度に市立甲府病院経営形態検討委員会において経営形態について検討し、当面の間は現行の地方公営企業法の一部適用の維持を決定した。現行の経営形態での経営改善状況を踏まえ、適宜適切に経営の効率化について検討を行う。

今後の事業展開

- 目標管理による目標値、進捗状況の管理と確実な実行
- 全診療科、全部門に対して、院長・副院長を交えた意見交換会（4回/年）の実施
- 改善取組推進の体制作り
- 人間ドック等健診事業の再開

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	11,021,179		

地域医療連携事業

担当部課名

市立甲府病院 総務課・総合相談センター

事業概要

- 市立甲府病院は地域の中核病院として、急性期医療の提供をはじめ、在宅療養後方支援病院及び地域包括ケア病棟の機能を活用した在宅医療等への支援に努めながら、当地域の地域包括ケアシステムの構築を推進する。

現状と課題

- 中北医療圏※において、75歳以上の医療需要は今後増加し、慢性疾患・複数疾患を抱えながら在宅医療を受ける患者や、手術のみならずリハビリ等を必要とする患者からの医療需要が見込まれることから、在宅医療等に対する支援を強化し、あらゆる世代の一人一人が安全安心で質が高く効率的な医療を受けられる、地域が一体となった医療連携体制を整備する必要がある。

今後の事業展開

- 救急医療をはじめ、がん診療・周産期医療等、自治体病院が担うべき医療の提供及び医療需要の増加が見込まれる在宅医療等への適切な対応を図るため、地域医療機関との機能分担及び医療連携を推進し、地域医療資源を有効的に活用しながら、効率的に質の高い医療の安定供給に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1,258		

救急医療体制整備事業

担当部課名
保健衛生部 医務感染症課
子ども未来部 母子保健課

事業概要

- 夜間の初期救急については、甲府市地域医療センターにおいて甲府市医師会が運営する救急医療センターに受診案内等を委託するとともに、甲府市歯科医師会が運営する歯科救急センター、甲府市薬剤師会が運営する救急調剤薬局に支援を行っている。なお、毎日 18 時から 23 時までを山梨県及び県内市町村で運営する「山梨大学医学部附属病院初期救急医療センター」で実施し、23 時以降を市立甲府病院などの二次救急病院に委託し、夜間における救急患者に対する診療を行う。
- 休日の日中における初期救急医療体制の整備については、開業医による在宅当番医制事業を甲府市医師会に加入している医療機関に委託して実施している。
- 二次救急医療※体制の整備については、病院群輪番制運営事業を周辺市町と共に二次救急病院に委託し、休日、夜間における重症救急患者に対する診療を行っている。
- 小児救急医療体制の整備については、小児初期救急医療センター事業及び小児病院群輪番制等を山梨県及び県内の市町村で組織する山梨県小児救急医療事業推進委員会を通じて実施し、夜間、休日における小児救急患者に対する診療等を行っている。

現状と課題

- 23 時以降の二次救急病院への初期救急患者受入については、甲府市及び周辺地域（甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町）との連携による初期救急医療体制により実施しているが、二次救急病院の負担の増加が課題となっている。
- 甲府市地域医療センターで実施している歯科救急センター及び救急調剤薬局の運営については、甲府市単独で財政負担を行っており、甲府市外からの利用者が一定数いるものの、市外の利用者に係る市町村の負担が反映されていない。
- 休日の日中における在宅当番医制事業については、甲府市医師会に加入している医療機関に委託して実施しているが、会員医師の高齢化等による協力医の減少等もあることから、医療機関の繁忙期・閑散期を考慮した柔軟な診療体制での運用など、効率的な運営を図っている。
- 医師の働き方改革や高齢化、診療協力医の減少などによって、中北医療圏における初期救急体制の運営は厳しい状況にある。また、急を要さない症状での夜間の初期救急の受診や、軽症で入院を要しない患者による二次救急の受診など、救急外来の不適切な利用も救急医療体制を維持する上での課題となっている。

今後の事業展開

- 「山梨大学医学部附属病院初期救急医療センター」及び「23 時以降の二次救急病院による初期救急患者の受入」について、実績を踏まえた検証を行い、より効率的・安定的な運営に向けた協議を進めていく。なお、小児初期救急医療センターの運営については、広域により運営を行っており、引き続き適正な受診に努めていく。
- 救急医療の適正な利用については、継続して周知と啓発に努めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	220,949		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

施策 1 自然環境の保全と地球温暖化対策の推進

施策の方向

豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、市民、事業者、行政が協働※して、温室効果ガス※排出抑制のための取組や環境美化活動を推進するとともに、環境保全意識の醸成に向けた情報の提供や環境教育の充実を図ります。

現状と課題

- 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減するため、市民、事業者、行政が協働して、再生可能エネルギー※の利用促進と省エネルギー行動に、より一層取り組んでいく必要があります。
- 生活環境の改善に努めるため、啓発活動やパトロール監視などの取組を進めるとともに、空き地等の適正管理を行うなど環境美化活動を推進する必要があります。
- 多くの市民が環境問題に関心を持ち、環境の保全と創造に向けて自主的に参加・行動していけるよう、環境保全意識の醸成に向けた情報の発信や環境教育の充実を図る必要があります。

施策の成果

	指標名		現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	甲府市温室効果ガス排出量		959 千 t-CO2/年 (R3)	824 千 t-CO2/年	  
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
	—	—	2.80P	2.80P	

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

施策を構成する事務事業

施策 1 自然環境の保全と地球温暖化対策の推進

（１）温室効果ガスの排出抑制

◎地球温暖化対策事業

（２）環境美化活動の推進

◎都市美化事業

（３）環境保全対策の推進

◎環境対策事業

○森林保護事業

（４）環境保全意識の醸成

○マウントピア黒平管理事業

○右左口の里維持管理事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

地球温暖化対策事業

担当部課名

環境部 環境政策課

事業概要

- 「甲府市地球温暖化対策実行計画」の中期目標である、2030年度の温室効果ガス排出量、2013年度比46%削減に向け、市民・事業者・行政が協働して地球温暖化対策の推進を図る。
- 「第三次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づき、幅広い世代を対象とした環境教育事業を推進する。
- 環境への負担の少ないクリーンエネルギー※機器及び電気自動車等の普及・促進に寄与するための助成金の交付や、水素等の次世代エネルギーの積極的な利活用により温室効果ガスを削減し、かけがえのない恵み豊かな環境を守り、未来を担う子どもたちに引き継ぐため各種事業を推進する。

現状と課題

- 「第三次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づき、「循環型社会※の構築」「脱炭素社会の実現」に向け、環境の保全及び地球温暖化対策に関わる様々な施策や事業等の推進のため、市民、事業者、行政が連携し、協働のもと、それぞれの役割を果たしながら、取り組んでいる。
- 地球温暖化に起因すると言われる気候変動により、気温上昇や豪雨など様々な影響が出ている中で、本市は2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、地球温暖化対策に取り組んでいるところであり、目標の実現に向けては、徹底した省エネルギー行動と、再生可能エネルギーなどの地域資源の最大限の活用が求められる。

今後の事業展開

- 持続可能な開発目標「SDGs」の実現も踏まえ、「第三次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」に位置づけた取組を更に推進していくため、関係部局や関係団体等と連携・協働を図る中で施策を実施する。また、実施にあたっては、一人一人の地球環境に対する意識の醸成が不可欠であることから、幅広い世代に対して、様々な環境教育事業や温暖化防止活動の積極的な推進を図っていく。
- 環境に配慮した行動の推進は、市民や事業者の意識の転換が不可欠であることから、環境啓発イベントの実施、市ホームページやSNSなどでの情報発信及び環境教育の拡充を図る。また、温室効果ガス排出量の少ない電気自動車等の普及促進や、日照時間の長い本市の地域特性を活かした太陽光発電システム及び蓄電池等の導入を推進するなど、実効性の高い施策に取り組んでいく。
- 「甲府市地球温暖化対策実行計画」の中期目標の達成に向け、計画内に掲げる先導的かつ重点的に実施する取組の指針や重点施策をまとめた「甲府市ゼロカーボン戦略」を推進していく。また、本市におけるゼロカーボン推進の拠点となる「こうふグリーンラボ」において、地域特性に応じた再生可能エネルギーの調査・研究及び次世代エネルギーとなる水素エネルギー等の普及啓発や利活用に向けた実証事業に取り組んでいく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	68,662		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

都市美化事業

担当部課名
環境部 ごみ収集課

事業概要

- 不法投棄対策
- 河川清掃の実施
- 都市美化活動

現状と課題

- 不法投棄対策

中北地域廃棄物対策連絡協議会との連携による河川、山間部等不法投棄多発地域のパトロールを実施している。また、市民からの不法投棄の相談対応や撤去指導及び不法投棄禁止看板の設置等を行っているほか、広報こうふなどによる啓発に努めている。

- 河川清掃の実施

河川を生活の一部と理解し、親しみの持てる川づくりへの認識を高めるため、「河に親しみ、水辺にふれあう運動」として、主要一級河川を対象に、6月から3月の第1日曜日の間において流域自治会の積極的な協力を得て、草刈りやごみの収集等の河川清掃を実施しているが、参加者の高齢化やライフスタイルの多様化等により、参加団体・人員が減少傾向である。

- 都市美化活動

まちの美観を損ねるタバコの吸い殻のポイ捨てを抑制するため、オリオン通りをはじめ、JR 甲府駅周辺エリアを路上喫煙禁止区域に指定している。区域内の路上喫煙防止対策として、職員の定期的な巡回による指導等に努めるとともに、歩道の標示シートや JR 甲府駅南口サークルベンチ内への看板の設置、路上喫煙禁止区域の周知ポスター等の掲示及びチラシの配布、広報こうふやラジオ等により喫煙者への周知・啓発を図っている。

今後の事業展開

- 不法投棄対策

不法投棄物の早期撤去等により、不法投棄されにくい環境を維持するとともに、中北地域廃棄物対策連絡協議会及び関係機関と連携を図り、パトロールや啓発活動を実施していく。

- 河川清掃の実施

親しみの持てる川づくりへの認識や活動の趣旨及び作業内容の周知に努めていく。

- 都市美化活動

路上喫煙禁止区域の見直しを検討するとともに、周知・啓発を継続していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	9,539		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

環境対策事業

担当部課名

環境部 環境保全課

事業概要

- 大気汚染防止法に基づく「山梨県内における大気の常時監視計画」により、市内の大気汚染状況を常時監視する。
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「甲府市 ダイオキシン類の測定計画」により、市内のダイオキシン類の常時監視を行う。
- 水質汚濁防止法に基づく「公共用水域※及び地下水の測定計画」により、市内河川及び地下水の水質検査を実施し、水質状況の把握を行い常時監視する。
- 騒音規制法に基づき、「自動車騒音の常時監視」として市内対象道路約 100Km について、環境基準の達成状況を面的評価により把握する。併せて、一般環境騒音も測定し、生活環境騒音の状況についても環境基準の達成状況を把握する。
- 市民から寄せられる公害苦情について、現地調査・指導等で迅速に対応し、市民の生活環境の保全に努める。
- 各法令に基づき、特定施設の設置・変更等届出の受理及び立入り調査等により、適正管理の指導を行う。
また、土壌汚染対策法に基づき、工場跡地等の土壌汚染について、指導・監視を行う。

現状と課題

- 大気・水質等については、法に基づき多岐にわたる事務を行っており、同様に公害苦情についても、近年は多種多様化していることから、これに対応するための人材育成が必要となる。
- 河川・地下水等の直営水質検査に係る分析機器や大気汚染の常時監視に係る測定機器については、老朽化等が進んでいることから、今後も計画的に更新していく必要がある。

今後の事業展開

- 大気汚染防止法に基づく「大気汚染の常時監視」、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「ダイオキシン類の常時監視」、水質汚濁防止法に基づく「公共用水域の常時監視」及び騒音規制法に基づく「自動車騒音の常時監視」を毎年度実施し、さらに、各法令に基づく特定事業場への指導・監督、各種環境測定、市民からの公害苦情への迅速な対応・処理等を行い、市民の生活環境の状況の把握・改善・保全に努め、市民の健康で快適な生活環境を確保していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	47,136		

施策 2 公園の整備と緑化の推進

施策の方向

市民生活に潤いと安らぎを与える緑豊かな環境づくりに向け、身近な緑の保全や公共施設などの緑化に取り組むとともに、公園・緑地の整備を推進します。

現状と課題

- 便利で快適な暮らしの一方で環境問題が顕在化する中、市民の環境に対する関心が高まってきており、緑豊かで潤いのある生活環境の形成が求められています。
- 都市化の進展などにより、身近な緑が減少しています。緑の持つ機能や役割の重要性を再認識する中で、保全に向けた取組を進める必要があります。
- 緑をつなげることにより緑の機能や効果を十分に発揮させるよう、公共施設などの緑化を推進するとともに、公園・緑地の整備・保全に努めていく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	生け垣設置の総延長	6,007m	7,750m	
	アダプト制度※により管理される公園数	39 箇所（累計）	40 箇所（累計）	
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	—	—	2.53P	2.57P

施策を構成する事務事業

施策 2 公園の整備と緑化の推進

（１）身近な緑の保全や公共施設などの緑化

○みどり豊かなまちづくり基金事業

（２）公園・緑地の整備

○遊亀公園・附属動物園整備事業

○動物園管理事業

○都市公園管理事業

○圃場管理事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

遊亀公園・附属動物園整備事業

担当部課名

まちづくり部 公園緑地課

事業概要

- 動物との距離が近いという特徴や、市街地にあり市民の憩いの場となっている公園の特性を継承しつつ、豊かな緑や花に囲まれ、利用者が楽しく快適に、動物たちと接することができる動物園を目指す。また、命の尊さ、動物に関する新たな知識、自然との共生などについて関心を抱いてもらうため、動物観察と屋内空間での座学を組み合わせたプログラムを実施するなど、「環境教育」の充実を図り、動物園・公園を次世代に誇りを持って引き継ぐことのできる地域の魅力的な資産として育み、賑わい・交流・子育てなどの拠点として整備する。

現状と課題

- 安らぎを感じる公園・動物園となるよう一体的な整備を図る必要がある。
- 人にも動物にもやさしい適切な施設配置を行うとともに、動物福祉に配慮した展示手法を取り入れる必要がある。
- 動物園の役割である「環境教育の場」や「レクリエーションの場」としての受け入れ態勢を整備する必要がある。
- 市民に愛される動物園となるよう、関係団体等と連携した事業を推進していく必要がある。
- 持続可能な安定した運営を目指していく必要がある。

今後の事業展開

- 令和7年度については、遊亀公園附属動物園第2期整備工事（獣舎等の整備工事）を着実に実施し、期間内の整備工事の完了を目指す。
- 公園・動物園の運営手法については、入園料の改定や、民間活力の導入に向けた民間事業者選定作業など、安定した運営体制の構築に関わる取組を引き続き進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	849,981		

施策 3 循環型社会の構築

施策の方向

循環型社会の構築に向け、市民、事業者、行政が協働して、ごみの一層の減量化・資源化に取り組むとともに、ごみ処理施設の整備などによる廃棄物の適正処理を推進します。

現状と課題

- 近年、資源・エネルギーの枯渇や、大量使用・大量廃棄による環境負荷の増大といった環境問題が顕在化し、その一因であるごみに対する市民の関心も高まっています。
- 市民・事業者・行政の連携を進めながら、3R+Renewable[※]に基づき更なるごみの減量化・資源化を進めていく必要があります。
- 広域的なごみ処理施設については、高度処理による環境負荷や施設の維持管理コストの軽減などに努めながら、廃棄物を適正に処理していく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	市民1人1日あたりのごみ排出量（家庭系ごみ）	552.9 g (R5)	535.4 g	  
	資源化率（リサイクル率） （家庭系）	17.4% (R5)	21.6%	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.70P	2.72P

施策を構成する事務事業

施策 3 循環型社会の構築

（1）ごみの減量化・資源化

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ◎ごみ減量と資源リサイクル事業 | ○明るくきれいなまちづくり基金事業 |
| ○塵芥収集事業 | ○最終処分場事業 |
| ○リサイクルプラザ管理運営事業 | ○一般廃棄物処理事業 |
| ○産業廃棄物対策事業 | ○環境総務事務 |

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

ごみ減量と資源リサイクル事業

事業概要

●地球環境に配慮した施策の更なる推進により分別排出の一層の徹底を図るとともに、一般廃棄物処理基本計画に基づく減量目標達成のための取組を展開する。

現状と課題

●資源物の分別回収や適正排出を周知することにより、ごみの資源化を進めるとともに、市民に対する排出抑制と分別排出の意識啓発を図り、ごみの減量化を推進している。令和 12 年度までに 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量の減量目標である 500.8g を達成するため、ごみ減量に向けて更なる市民啓発活動の展開と、ごみ分別・資源リサイクルの推進が必要である。

今後の事業展開

●廃棄物減量等推進審議会から答申を受けた生ごみの更なる削減に向けた取組や、ごみへらし隊による出前講座を強化し幅広い年齢層を対象にした環境教育の実施など、家庭系ごみの発生抑制と資源リサイクルの推進を図るための各種施策に取り組んでいく。

担当部課名

環境部 ごみ減量課

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	405,175		

施策 4 良好な景観の形成

施策の方向 -----

自然、歴史、文化を活かした美しく風格あるまちづくりに向け、市民参加による景観形成※を促進するとともに、景観形成基準などに基づいた街並みや眺望の保全に努めます。

現状と課題 -----

- 盆地特有の眺望景観、豊かな自然景観、歴史景観、地域の日常景観などを守るため、良好な景観の形成に資する市民の活動に対し、支援をしていく必要があります。
- 大規模な建築物の新築など、周辺の景観に大きな影響を与える行為に対し、景観形成基準に基づき指導・助言を行うなどにより、街並みや眺望の保全を図っていく必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	景観形成基準等に基づく 申請処理件数	88 件	150 件	
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	—	—	2.54P	2.60P

施策を構成する事務事業

施策 4 良好な景観の形成

(1) 市民参加による景観形成の促進

◎景観まちづくり推進事業

(2) 街並みや眺望の保全

○屋外広告物指導事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

景観まちづくり推進事業	担当部課名 まちづくり部 都市計画課
-------------	-----------------------

事業概要

- 甲府市景観計画に基づく良好な景観の保全と形成により、自然、歴史、文化を活かした美しく風格のある景観まちづくりを推進する。

現状と課題

- 「甲府市景観計画」に基づき、一定規模を超える建築物や工作物の新築等行為に対して、指導・助言などを行う中で、良好な景観形成の促進に努めている。
- 公共サイン※の統一化を推進するため、「甲府市公共サイン計画」及び「甲府市公共サイン整備方針」に基づき、計画的に公共サインを更新することが必要であり、現在、定期点検を行う中で、管理台帳の更新を実施している。
- 景観の保全や形成には、個人の権利に対する規制や制限も伴うことから、市民と協働し景観まちづくりに取り組む必要がある。

今後の事業展開

- 甲府駅南口周辺における良好な景観の形成に向けて、市民主体のまちづくり研究会と協働し、景観形成の基準となる地区別景観計画の策定を進める。
- 「甲府市公共サイン計画」及び「甲府市公共サイン整備方針」に基づき、各々の公共サインを管理する所管課において、公共サインの新設・更新・維持管理を行っていく。
- 甲府城周辺地域において、地域の魅力向上や住環境の整備改善を図るため、甲府城と調和した街なみの整備に関する事業計画の策定に着手する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	1,895		

施策 5 住環境の向上

施策の方向

安全で良好な住環境を確保するため、市営住宅の計画的な修繕、改善などによる長寿命化※を推進するとともに、民間住宅の耐震化の促進、空家等の適切な管理と活用を図ります。

現状と課題

- 市営住宅については、昭和 40～50 年代に整備したものが多く、老朽化が見られるため、計画的な修繕、改善などによる長寿命化を図る必要があります。
- 耐震診断や耐震改修に対する支援を行うことにより、引き続き、民間住宅の耐震化の促進を図る必要があります。
- 今後増加が見込まれる空家等の発生を抑制するため、所有者等の意識醸成とともに利活用の促進に努め、定住人口の増加など付加価値を創出する必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	一般住宅の耐震化率	84.8% (R2)	92.0%	
	管理不全な空き家の改善指導における改善率	54.4%	69.3%	
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	—	—	2.36P	2.38P

施策と構成する事務事業

施策 5 住環境の向上

(1) 市営住宅の計画的な修繕・改善

◎住宅管理事務

○市営住宅駐車場整備事業

(2) 民間建築物への支援

◎建築物耐震化支援事業

○アスベスト飛散防止対策事業

(3) 空家等の適切な管理と活用

◎空家等対策推進事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

住宅管理事務	担当部課名 まちづくり部 住宅課
--------	---------------------

事業概要

- 住宅に困窮する子育て世帯から高齢者世帯など様々な世帯に対して、低廉で安全な居住空間を提供するため既存市営住宅を改善し、居住水準・質的向上を図りながら居住ニーズを満たし、長期にわたって有効活用していく。

現状と課題

- 管理戸数の約 3 割が空室となっており、特に利便性が低い高層階は空室が多く、入居率が低い状況である。
- 市営住宅は昭和 40 年代から 50 年代に建設された住宅が多く、改修コストの増大が予測される。
- 築年数の経過により、外壁や屋上防水に傷みが生じていることから、耐久性の向上や躯体劣化の低減に向けた対応が必要である。
- 樹木の繁茂や鳥獣被害等の相談が増えていることから、対応が必要である。

今後の事業展開

- 低下している入居率の向上に向け、より多くの空室改修の実施に努める。
- 高層階の空室解消に対しては、子育て世帯や若者夫婦世帯などへの周知に努め、入居世帯の増加を図る。
- 市営住宅の修繕を引き続き効果的に行いながら、長期的な利用に向けた耐久性の向上等を図る改修工事を実施する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	263,586		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

建築物耐震化支援事業

担当部課名

まちづくり部 建築指導課

事業概要

- 大規模地震による建物の倒壊から、市民の生命及び財産等を守るとともに、木造住宅、緊急輸送路[※]等の避難路沿道建築物、ブロック塀等の耐震性を高めることで被害の拡大を抑制し、地震に強い安全で安心なまちづくりを推進する。

現状と課題

- 大規模地震の発生が危惧される中、建築物の耐震化率の向上が急務となっている。
- 木造住宅については、令和 6 年元日に発生した能登半島地震を受け、耐震診断は実施したものの耐震化に至っていない所有者を戸別訪問したこともあり、令和 6 年度の診断や耐震改修の実績は増加している。
- ブロック塀等については、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震を受け、令和元年度から避難路や通学路に面したブロック塀等の耐震改修補助事業に取り組んでいるが、耐震改修には自己資金が生じることもあり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 避難路沿道建物については、耐震改修促進法に基づき、所有者に耐震診断が義務付けられているが、令和 6 年度末現在、対象建築物 163 件のうち、未診断建築物は 9 件（診断率 94.5%）となっている。
また、耐震設計・耐震改修等には自己資金が生じることもあり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 課内に「耐震相談窓口」を常設し、建築物等の耐震化に向けた周知・啓発活動を行っている。

今後の事業展開

- 木造住宅やブロック塀等の耐震化については、補助制度等について、広報こうふや市ホームページに掲載していく。
また、耐震診断を促すための自治会単位での説明会の開催や戸別訪問、耐震改修等を促すための耐震診断済みの建物所有者への戸別訪問等を実施していく。
- 耐震シェルター・防災ベッドについては、実物の展示機会を設ける中、周知を図っていく。
- 避難路沿道建築物については、所有者に対し通知文の発送、戸別訪問等を行い、法制度の趣旨について理解を求めるとともに、補助制度等について紹介する中で、耐震化を促していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	215,982		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

空家等対策推進事業

担当部課名

まちづくり部 空き家対策課

事業概要

- 市民の良好な生活環境の保全と地域の活力向上による魅力あるまちづくりに資するため、空家等の発生予防、適切な管理及び利活用の促進に向けた必要な施策を総合的かつ計画的に推進する。

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進行を背景に、今後、更なる空家等の増加が見込まれるが、空家等は私有財産であり、本来、所有者等の責任のもとに管理・処分されるべきものであることから、市内外に居住する所有者等に対して、意識啓発や管理意識の醸成を図るとともに、適切な管理を働きかける必要がある。
- 空家等の活用方法等について決めていない所有者等も多いことから、所有者等や利用希望者に対して、空家等の早期の利活用を促すため、空き家バンク制度の周知を行うとともに、県内市町とも連携し、空家等の利活用や除却に対して積極的に対応していただくための啓発が必要である。
- 管理不全となった空家等は、所有者等の様々な要因により解決が困難なケースもあるため、良好な住環境の確保の観点から所有者等以外が連携した対応も必要である。

今後の事業展開

- 外部の専門家団体、県内市町村、庁内関係部署などと連携して、「第二期甲府市空家等対策計画」の着実な推進を図るとともに、効果的な取組等について検討する。
- 空家等の発生予防に努めるとともに、市内外の所有者等に適切な管理や利活用を促すため、県内市町とも連携する中で、様々な媒体等を用いて情報を発信する。
- 空家等所有者や空家等利用希望者に対して、空家等やその跡地の活用促進のために、空き家バンク制度の周知や既存制度の充実に加え、様々な分野での空家等の活用促進に取り組む。
- 所有者等による管理不全の空家等の解消に努めるとともに、特定空家等については除却に向けた指導を行い良好な生活環境と安全安心の確保に努める。また、所有者等による解決が見込めない場合には、管理制度の活用等を検討する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	47,723		

施策 6 水道水の安定供給

施策の方向 -----

安全でおいしい水を安定的に供給できるよう、健全で効率的な水道事業経営に努めるとともに、水道施設の計画的な整備・更新を図ります。

現状と課題 -----

- 人口減少などに伴う水需要の減少を踏まえ、事業の効率化やサービスの向上などにより、さらに健全で効率的な事業経営に取り組む必要があります。
- アセットマネジメント※の視点から、老朽化した施設の更新計画を策定し、水道施設や管路の耐震化を推進する必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	有収率	86.21% (R5)	85.38%	 
	管路の耐震管率	20.11% (R5)	22.25%	
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	—	—	3.38P	3.37P

施策を構成する事務事業

施策 6 水道水の安定供給

（１）健全で効率的な水道事業経営

- ◎水源保全活動推進事業
- ◎水質検査事業
- ◎簡易水道等事業
- ◎水源域の水質調査事業
- ◎貯水槽水道管理指導事業

（２）水道施設の計画的な整備・更新

- ◎水道管路耐震化事業
- ◎浄水施設等更新事業
- ◎鉛製給水管対策事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

水源保全活動推進事業

担当部課名
工務部 水保全課

事業概要

- 「第 4 次水源保全計画」に基づき、水源保全の必要性を情報発信するとともに、市民、各種団体等との協働により、水源林植樹の集い、水道水源地クリーン作戦等を実施する。

現状と課題

- 水源保全に対する市民意識の醸成に向け、水源林植樹の集い（年 1 回）、荒川源流における野鳥及び水生生物の水源観察会（年 2 回）、水道水源地クリーン作戦（年 2 回）、フォトコンテスト（年 1 回）、児童絵画コンクール（年 1 回）を実施している。また、甲府市及び上下水道局の各種イベントにおいて水源保全活動を紹介するパンフレットを配布して PR を行うなどの情報発信活動を行っている。

今後も、各種水源保全活動について、実施成果等の振り返りと改善を行うなかで、水源保全意識の醸成につなげる新たな活動の展開も検討していく必要がある。

今後の事業展開

- 貴重な水源を後世に引き継いでいくため、市民との協働により事業を推進するとともに、関係機関と連携して各種イベントにおける情報発信を強化するなど、効果的な水源保全への取組を推進する。
- また、水道水源地クリーン作戦については、年々ごみの回収量が減少していることから、年 1 回の開催に見直すこととした。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	1,830		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

水源域の水質調査事業

担当部課名
工務部 浄水課

事業概要

- 荒川ダム富栄養化※及び荒川上流域表流水の水質変動状況を把握するための水質調査を実施する。
荒川上流域の水質等については、甲府市・山梨大学連携事業による研究の基礎データを基に、現状把握及び分析を行う。
なお、昭和、中道系の地下水については、今後も本局において水質の実態調査を継続していく。

現状と課題

- 水源の水質については、荒川上流域表流水及び昭和、中道系地下水の水質検査を行う中で、その変化を監視しており、安全で清浄な原水が確認されている。
水源保護地域内の水源かん養能力※及び地下水の賦存量などについても山梨大学連携事業により調査・研究を行い、これまでの調査結果から良好であることを把握している。
水源域の水質変動を的確に把握するためには、一定期間の水質データの収集が必要であり、継続して水質調査を実施する必要がある。

今後の事業展開

- 荒川上流域及び昭和、中道系地下水の水源水質調査を継続的に実施し、蓄積されたデータを解析する中で、水源の水質状況を監視していく。
山梨大学連携事業では、荒川ダムの調査を重点的に実施し、引き続き水質監視強化に努めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	3,248		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

水道管路耐震化事業

担当部課名
工務部 水道課

事業概要

- 耐久性・耐震性に劣る経年管路の更新工事をはじめ、全ての管路工事において国の耐震基準を満たす耐震管を採用し、耐震管率の向上を目指す。

現状と課題

- 令和 5 年度末の耐震管率は 20.11%である。これまで「水道施設更新計画」に基づいて、重要給水施設である避難所、医療機関等への供給管路の耐震化に優先して取り組んできたところであるが、将来にわたって、安全で安定した水道サービスを継続するため、引き続き耐震・耐久性の高い管種による計画的な管路更新を進める必要がある。

今後の事業展開

- 令和 6 年度末の管路の耐震管率は、目標値の 21.12%を達成する見込みである。今後においても、災害対策工事、経年管路更新工事を中心に、年間に既設管路の 1.20%を更新し、新設管路の整備と合わせて、令和 7 年度目標耐震管率 22.25%を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	3,568,865		

施策 7 生活排水の適正処理

施策の方向

快適な生活環境を確保するとともに、河川、水路など公共用水域の水質を保全するため、公共下水道施設などの計画的な整備・更新による生活排水の適正処理を推進します。

現状と課題

- 公共下水道における整備未着手区域については、全体計画を見据えつつ着実に整備を進めていくとともに、整備効果が早期に現れるよう、下水道への接続などを積極的に促していく必要があります。
- アセットマネジメントの視点から、老朽化した施設・設備、機器などの計画的な更新改修などを進めるとともに、管路や施設の耐震化を図る必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	公共下水道の水洗化率	99.06% (R5)	99.06%	
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	—	—	3.24P	3.27P

施策を構成する事務事業

施策 7 生活排水の適正処理

(1) 公共下水道による適正処理

- ◎汚水管きよ整備事業
- ◎下水道地震対策事業
- 処理場等施設の調査及び改築事業
- ◎下水道接続促進事業
- 管路施設の調査及び改築事業

(2) 浄化槽による適正処理

- 生活排水対策事業
- 浄化槽事業

(3) 農業集落排水施設による適正処理

- 農業集落排水事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

汚水管きょ整備事業

担当部課名
工務部 計画課・下水道課

事業概要

- 市街化区域※については、未整備箇所の解消を図る。
- 市街化調整区域※と中道地区の整備については、年次計画に基づき整備を図る。

現状と課題

- 市街化区域の汚水管きょ整備については、区域内に点在する未整備箇所の要因を分析し整備を行う必要がある。
- 市街化調整区域の整備については、北部地域の地形等に応じて整備を進める必要がある。
- 中道地区については、市街化調整区域と同様に特定環境保全公共下水道事業※により、今後も着実に整備を行う必要がある。

今後の事業展開

- 市街化区域については、未整備の要因を分析し、整備を行う。
- 市街化調整区域については、南部地域や北部地域を中心として、整備を進める。
- 中道地区については、年次計画に基づき、整備を進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	489,004		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
 【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

下水道接続促進事業

担当部課名
 業務部 給排水課

事業概要

- 下水道未接続家屋の所有者に対しては、積極的な個別訪問及び啓発文の配付により、下水道接続の必要性・重要性を指導している。また、下水道への接続資金等をサポートする貸付金制度や融資あっせん制度についても周知を図り、接続促進につなげる。このほか、各種イベントにおける啓発活動により下水道接続に対する理解を深めていく。

現状と課題

- 本市の下水道普及率及び水洗化率はともに 90%台後半の高水準であり、現在、約 2,500 件の家屋が未接続となっている。特に、資金不足、空き家及び長期不在や建物の老朽化等を理由とした未接続案件の割合が多く、これらを理由とした未接続解消につながる対策を検討する必要がある。

今後の事業展開

- 今後は、継続した訪問指導から得る情報等をもとに、未接続理由ごとに有効なアプローチを図るとともに、引き続き接続促進につながる対策の調査・検討に努めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	5,743		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

下水道地震対策事業

担当部課名

工務部 下水道課・浄化センター

事業概要

- 下水道管路については、地震発生時に管路施設が有すべき最低限の機能を確保するため、主要な防災拠点等からの排水を受ける管路施設の流下機能の確保及び人孔の浮上など交通障害の防止による防災対策と、指定避難所等へのマンホールトイレ整備による減災対策を行う。
- 浄化センター等施設については、「甲府市下水道総合地震対策計画」において設定した優先度に基づき、施設の耐震診断及び耐震補強を計画的に行う。

現状と課題

- 下水道管路については、管路施設の耐震性能を確保することを目的として、「甲府市下水道総合地震対策計画」により継続的に事業を推進していく必要がある。
- 浄化センター等施設については、全 94 の土木・建築施設を優先度の高い順に緊急、中期、長期の三種類に分類しており、その内の緊急（人命、揚排水機能の確保）について対象施設の耐震診断を終えたところ、全ての施設で耐震補強が必要という結果となった。こうしたことから、耐震化実施設計、耐震化工事を速やかに実施しながら、中期、長期の対象施設についても耐震診断等を進め、耐震化を図っていく必要がある。

今後の事業展開

- 下水道管路については、「甲府市下水道総合地震対策計画」に基づき、流下機能確保及び交通障害防止による防災対策と、マンホールトイレ整備による減災対策を継続して実施していく。
- 浄化センター等施設については、「甲府市下水道総合地震対策計画」において設定した優先度及び処理場設備の改築計画に基づき、施設の耐震診断及び耐震補強を計画的に行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	636,713		

施策 8 生活衛生の充実

施策の方向

良好な衛生環境を保持するため、し尿の適正処理や斎場・墓地の整備を図るとともに、動物を適正に飼養し、人と動物とが共生できる環境づくりに努めます。

現状と課題

- し尿の処理については、広域連携により適正に処理していく必要があります。
- 斎場・墓地については、施設の維持管理に努めていく必要があります。
- 市民の動物愛護と適正飼養に関する意識を高める中で、畜犬対策や飼育限度を超えた繁殖の防止など、動物を適正に飼養し、人と動物とが共生できる環境づくりに努めていく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	狂犬病予防注射接種率	69.3% (R5)	75%	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.93P	2.97P

施策を構成する事務事業

施策 8 生活衛生の充実

(1) し尿の適正処理

○一般廃棄物処理事業

(2) 斎場・墓地の整備

○斎場管理事業

○つつじが崎霊園管理事業

(3) 動物の適正飼育の推進

◎動物愛護事業

(4) 衛生環境の充実

○環境衛生事業

(5) 適正な衛生環境の確保

◎生活衛生事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

動物愛護事業

担当部課名

保健衛生部 衛生業務課

事業概要

- 狂犬病予防法に基づき飼い犬の登録を推進するとともに、集合注射の実施、鑑札及び注射済票交付事務の山梨県獣医師会（動物病院）への委託等により予防注射接種率の向上を図る。
- 動物の愛護及び管理に関する法律及び市条例など関係法令に基づき、犬猫などのペットの適正な飼養管理の推進を図る。
- 飼い主のいない猫等による迷惑行為等の減少を図る。

現状と課題

- 狂犬病予防法により、犬の所有者は、生後 91 日以上飼い犬に、毎年 1 回狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられているが、本市における接種率は近年約 70%で推移している。日本国内での狂犬病は 50 年以上発生していないが、海外から輸入されたコンテナ貨物内の迷入動物による感染の可能性も指摘されていることから、接種率の向上は、公衆衛生上の課題である。
- 飼い主のいない猫等によるふん尿、鳴き声、ごみあさり、無責任な餌やり等の苦情・相談が多数寄せられており、飼い主や、むやみに餌を与えている方への指導や、動物愛護デーなどのイベント時において適正飼養に関する啓発活動等を行っている。平成 27 年 8 月からは、猫の不妊・去勢手術費補助金交付制度を開始し、飼育限度を超えた繁殖の防止のほか、市民の動物愛護と適正管理に関する意識啓発、不要な生命の殺処分並びに猫に起因する被害及び迷惑行為等の減少を図った。

今後の事業展開

- 狂犬病予防法に基づく登録と予防接種が犬の所有者の責務として定着するよう普及啓発に努める。
- 動物愛護デーなどの実施や動物愛護推進員の委嘱等を通じて、市民の動物愛護と適正管理に関する意識を啓発し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現と市民の快適な生活環境を保持する。
- 県の補助制度を活用した猫の不妊・去勢手術費補助制度や、本市独自の取組である飼い主のいない猫用トイレ設置費用補助制度を引き続き実施し、猫の殺処分及び猫に起因する生活環境への被害の減少を図る。
- 保護猫譲渡会やクラウドファンディングを通じて、保護猫の譲渡推進を図り、市民の動物愛護と適正管理に関する意識啓発に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	19,949		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

生活衛生事業

担当部課名

保健衛生部 衛生業務課

事業概要

- 食品衛生関係法令に基づき、市内の飲食店、スーパー、市場などの施設の計画的な監視指導を実施し、食品の安全性を確保する。
- 生活衛生関係法令に基づき、市内の旅館や入浴施設などに対し、監視指導を実施し、適正な衛生水準の維持及び快適な生活環境を確保する。

現状と課題

- 食品衛生法の一部を改正する法律が施行され、全食品等事業者に HACCP※に沿った衛生管理が義務化されており、全食品等事業者が取り組んでいる「HACCP に基づく衛生管理」又は「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」が適正に行われているか、食品等事業者への確認を行い助言や指導を実施する。
- 食中毒の発生リスクなどに応じて、令和 3 年 6 月から営業許可制度が見直され、新たに届出制度が創設されたことから、関係者への周知を図り、食品営業許可制度の改正を円滑に推進する必要がある。
- 全国的にノロウイルス、カンピロバクター※、アニサキス※による食中毒が多発し、腸管出血性大腸菌による重篤な食中毒や、毒キノコやスイセン等の植物性自然毒を原因とする食中毒も発生している。こうしたことから、食中毒等の健康被害の発生を未然に防止するため、食品等事業者の施設への計画的な立入検査の実施や、食品の安全性を確認することを目的とした収去検査の実施及び一般市民の食品安全意識の醸成に取り組む必要がある。
- 食品表示は、消費者が食品を選択する際の情報源として重要な役割を担っており、健康被害防止の観点から適正な表示が求められていることから、食品等事業者は、市民（消費者）へ食品表示法に基づいた分かりやすい食の情報を伝える必要がある。
- 宿泊施設や入浴施設などの生活衛生関連施設におけるレジオネラ症※などの事故の発生を防止するため、関係法令に基づいた衛生管理を徹底する必要がある。

今後の事業展開

- 食品等事業者に対し、営業許可の更新時の監視や食品の収去検査などを通じて、食品表示法に基づく表示への対応状況の確認、適正表示の指導を行うとともに、食品衛生責任者を対象とした講習会を開催し、HACCP に沿った衛生管理等の推進を図り、安全・安心な食品の流通を確保する。
- 宿泊施設や入浴施設などの生活衛生関連施設に対しては、通常の監視指導や関係団体への補助のほか、春の大型連休や夏の観光シーズンの前に観光地の宿泊施設等の一斉監視を実施するなど、衛生水準の維持向上や食中毒等の食品による事故の未然防止に努め、安全で快適な生活環境を確保する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	28,193		

施策 1 公共交通の利便性の向上

施策の方向

公共交通機関を利用して、円滑な移動ができるよう、高齢者等の交通不便者をはじめとする利用者ニーズを踏まえる中で、地域特性や地域の実情に即した公共交通の確保を図るとともに、利用促進に努めます。

現状と課題

- 本市では、マイカーを中心とするライフスタイルが定着しており、人口減少・少子高齢化が進展する中、路線バスなど公共交通の利用者は減少していくことが見込まれます。このため、市民、交通事業者、行政がその役割を果たす中で、持続可能な公共交通体系のあり方を検討し、誰もが気軽に利用できる公共交通を確保することが求められております。さらに、リニア中央新幹線開業を視野に入れた公共交通体系の構築が必要です。
- 「地域の足」である公共交通を維持するため、公共交通の重要性を広く周知しながら、市民の積極的な利用を促していく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	実車走行1kmあたりの輸送人員	1.21 人/1km (R5)	1.21 人/1km	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	1.97P	1.92P

施策を構成する事務事業

施策 1 公共交通の利便性の向上

(1) 公共交通の確保

◎公共交通体系整備推進事業

(2) 公共交通の利用促進

◎バス利用促進対策事業

◎在来鉄道の利便性向上事業

主要事業

公共交通体系整備推進事業

担当部課名
 企画部 リニアプロジェクト推進課
 交通政策課

事業概要

- 「甲府市地域公共交通計画」に位置づけた施策を順次実施する。
- 公共交通空白地域※において自主運営バスなどを運行し、交通不便者の移動手段を確保する。
- 本市や圏域にリニア開業効果を最大限波及させるため、リニア駅前において、特色のあるまちづくりを進める。

現状と課題

- 地域住民が主体となり、その地域での新たな地域公共交通のあり方などについて協議する場合に必要なサポートを行うことで、地域に即した持続可能な地域公共交通の形成を図る必要がある。
- リニア駅前のまちづくりを通じて、周辺市街地が抱える地域課題を解決し、持続可能な地域の発展に寄与するとともに、リニア駅前の価値づくりを通じて、甲府駅周辺や県内観光地などの魅力価値の更なる向上を目指す必要がある。

今後の事業展開

- 引き続き住民主体の取組の支援を行い、地域に即した持続可能な地域公共交通の活性化に取り組む。
- 将来的に公共交通空白地域の拡大が懸念される中、買い物や通院の際の移動に不安を感じている高齢者の移動手段を確保するため、交通事業者等と連携した新たな公共交通サービスとして、令和 5 年度から行っているデマンド型乗合タクシーの実証運行について、運行エリアを拡大し、引き続き実施する。
- リニア駅前のまちづくり基本計画の策定にあたっては、本市が先行的に基本計画の方向性を示す中で、基本計画づくりに参画可能な民間事業者（検討パートナー）を公募し、官民連携で取り組む。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	51,894		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】都市基盤の利便性を高める

バス利用促進対策事業

担当部課名

企画部 交通政策課

事業概要

- 不採算のバス路線に対する運行経費の一部を助成し、運行路線の廃止を防止する。
- 廃止路線バスにおける代替バス等の運行により、生活交通路線を確保する。

現状と課題

- 公共交通は、高齢者等の交通不便者にとっては、必要不可欠な交通手段であるが、マイカー依存率が高い本市においては、路線バスの利用者が減少し、バス事業者の赤字拡大や運行路線の廃止が懸念される。このことから、引き続き、不採算のバス路線に対する運行経費の一部への補助や代替バスの運行等を行うとともに、既存路線の見直しや利用促進等に向けた事業展開を行うことで、利用者の増加を図ることが必要である。

今後の事業展開

- 「過度に自家用車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適切に利用する状態」へと少しずつ変えていくモビリティ・マネジメント※を積極的に展開する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	56,394		

在来鉄道の利便性向上事業

担当部課名
 企画部 交通政策課

事業概要

- 鉄道を利用して県外に通勤・通学する者に対し、定期券購入費の一部を補助し、本市への移住・定住の促進及び鉄道の利用促進を図る。
- JR 中央本線及び身延線について、関係機関に対し、利便性向上や高速化の要望活動等を行う。

現状と課題

- 遠距離通勤・通学定期券購入補助金については、アンケート調査結果により、市内定住の促進とともに進学や就職を契機とした若年層の人口流出抑制に一定の効果が認められる。
- 「中央東線高速化促進・定時性確保広域期成同盟会」及び「身延線沿線活性化促進協議会」において高速化や利便性向上の実現に向けて要望活動を行っている。JR 中央本線・身延線は本県の産業・経済の活性化等に重要な役割を担っていることから、引き続き鉄道の利便性向上等を図る必要がある。

今後の事業展開

- 遠距離通勤・通学定期券購入補助金制度を継続して鉄道利用促進を図るとともに、令和 7 年 3 月に新設された臨時早朝特急列車の本格運行に向けた要望や周知活動を行うなど、JR 中央本線・身延線の利便性向上等に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	13,184		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】都市基盤の利便性を高める

施策 2 道路の整備

施策の方向 -----

広域的な地域連携の強化と交通混雑の緩和を図るとともに、日常生活の利便性を高めるため、幹線道路や生活道路の整備と維持管理に取り組みます。

現状と課題 -----

- 新山梨環状道路、西関東連絡道路、中部横断自動車道などの広域的な幹線道路の整備を促進していくことが必要です。
- 市域及び市域周辺の骨格的道路である都市計画道路※については、安全性や快適性に配慮した道路整備と維持管理に計画的に取り組む必要があります。
- 市民の日常生活を支える生活道路については、歩道のバリアフリー化など、身近で安全・安心な道路としての整備と維持管理に取り組む必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	都市計画道路整備率	59.01%	58.7%	
	市道整備率	69.41%	68.80%	
	歩道のバリアフリー化率	6.45%	6.44%	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.57P	2.56P

施策を構成する事務事業

施策 2 道路の整備

（１）幹線道路・生活道路の整備

- | | |
|----------------|---------------|
| ◎和戸町竜王線整備事業 | ◎城東三丁目敷島線整備事業 |
| ◎住吉四丁目善光寺線整備事業 | ◎高畑町昇仙峡線整備事業 |
| ◎市道新設改良事業 | ○高速交通体系整備事業 |
| ○市単独街路事業 | |

（２）幹線道路・生活道路の維持管理

- | | |
|---------------|-------------|
| ◎橋りょう長寿命化修繕事業 | ◎道路維持管理事業 |
| ○道路河川維持事務 | ○道路用地管理事業 |
| ○市道側溝整備事業 | ○市道舗装（補修）事業 |
| ○歩道整備事業 | ○落石防止柵設置事業 |

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】都市基盤の利便性を高める

主要事業

和戸町竜王線整備事業

担当部課名

まちづくり部 都市整備課

事業概要

- 和戸町竜王線は、中心市街地と地域高規格道路新山梨環状道路北部区間の（仮称）和戸 IC とを接続するアクセス道路であり、本事業は、中心市街地の活性化を図るとともに、現道の渋滞緩和や歩行者・自転車の安全確保、災害時の避難路機能、観光産業への寄与を目的とする。

現状と課題

- 和戸町竜王線全体の事業推進を図る中、中央四丁目工区の整備を令和 4 年度に完了した。また、城東工区及び中央五丁目工区については、平成 23 年度に山梨県を代行事業者とする協定書を締結し、和戸町竜王線全線の早期供用開始の実現に向けて整備を実施している。

今後の事業展開

- 本路線は甲府都市圏の道路ネットワークの形成、アクセス性の向上、沿道土地利用を含めた中心市街地の都市機能再構築を促進するための重要路線であることから、山梨県と連携する中で早期完成を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	85,500		

城東三丁目敷島線整備事業

担当部課名

まちづくり部 都市整備課

事業概要

- 城東三丁目敷島線は、甲府市城東三丁目から甲斐市中下条を結ぶ都市計画道路であり、本事業は、通過交通の円滑化と歩車道分離による歩行者の安全確保を図り、防災機能の強化、良好な都市環境の形成への寄与を目的とする。

現状と課題

- 起業地には建物が多数存在しており、事業推進を図るためには関係地権者との合意形成が必要であるため、不測の日数を要する可能性がある。

今後の事業展開

- 本路線は、「都市計画道路整備プログラム」や「都市計画マスタープラン」等の計画において位置付けている都市計画道路であり、緊急輸送道路につながるため、災害時における重要路線として早期整備が必要な路線であることから、令和 7 年度においても引き続き用地取得を実施するとともに、道路工事に着手し着実な事業推進と早期の事業完了を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	620,559		

住吉四丁目善光寺線整備事業

担当部課名
まちづくり部 都市整備課

事業概要

- 住吉四丁目善光寺線は、住吉四丁目から善光寺一丁目を結ぶ都市計画道路であり、本事業は、歩車道分離の街路整備により、通勤、通学者及び高齢者が安全・安心に利用できる道路環境の創造を目的とする。

現状と課題

- 起業地には建物が多数存在しており、事業推進を図るためには関係地権者との合意形成が必要であるため、不測の日数を要する可能性がある。

今後の事業展開

- 本路線は、「都市計画道路整備プログラム」において位置付けている都市計画道路であり、県内経済を支える重要な役割を担うとともに、「通学路交通安全プログラム」に基づき早期整備が必要な路線であることから、令和 7 年度においても引き続き用地取得を実施し着実な事業推進と早期の事業完了を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	440,987		

高畑町昇仙峡線整備事業

担当部課名
まちづくり部 都市整備課

事業概要

- 高畑町昇仙峡線は、高畑二丁目から山宮町を結ぶ都市計画道路であり、本事業は、歩車道分離の街路整備により、通勤、通学者及び高齢者が安全・安心に利用できる道路環境の創造を目的とする。

現状と課題

- 起業地には建物が多数存在しており、事業推進を図るためには関係地権者との合意形成が必要であるため、不測の日数を要する可能性がある。

今後の事業展開

- 本路線は、「都市計画道路整備プログラム」において位置付けている都市計画道路であり、県内経済を支える重要な役割を担うとともに、「通学路交通安全プログラム」に基づき早期整備が必要な路線であることから、令和 7 年度においても引き続き建物等補償算定と用地取得を実施し着実な事業推進と早期の事業完了を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	368,374		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】都市基盤の利便性を高める

市道新設改良事業

担当部課名

まちづくり部 都市整備課

事業概要

- 地域等からの要望を受け、緊急性や費用対効果の高い路線を選定し事業実施を図る。

現状と課題

- 陳情・要望による市道新設改良を実施するに当たっては、財政状況等を考慮する中で、緊急性や費用対効果等を選定基準とした整備路線の選定方針に基づき優先順位を決定し、計画的・効率的に事業推進を図れるよう努めている。
- 限られた予算内で、住民要望と事業効率の整合を図り、施工路線を選定しなければならない。

今後の事業展開

- 地域住民から要望された路線については、「道路整備評価表」の評価項目に沿って点数化を行い、優先順位を決定して効率的な事業推進を図っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	48,364		

橋りょう長寿命化修繕事業

担当部課名

まちづくり部 道路河川課

事業概要

- 「甲府市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の点検及び補修工事を実施し、現状の市道橋の長寿命化※を図り、これによる年度間の財政負担の平準化及び安全安心な道路環境を目指す事業である。

現状と課題

- 橋梁は、形状や材質が多様多様であり、特殊な土木構造物であることから、補修方法については、個別に詳細設計の業務委託が必要となる。
- 今後、老朽化に伴い修繕が必要となる橋梁が急速に増加することが想定され、維持管理コストの負担増大や、効率的・効果的なメンテナンスの実施体制確立が課題である。

今後の事業展開

- 優先度や財政負担の平準化を考慮し、計画を定期的に見直ししながらメンテナンスを行い、そのマネジメントによるライフサイクルコスト※の縮減・適正化を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	269,620		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】都市基盤の利便性を高める

道路維持管理事業

担当部課名

まちづくり部 道路河川課

事業概要

- 本市が管理する道路の安全管理、維持管理のための事業であり、工事発注による施工、道路公園等保全センターによる直営工事に関わる業務である。

現状と課題

- 今後、老朽化に伴い修繕が必要となる道路が急速に増加することが想定され、事業費の確保が課題である。

今後の事業展開

- 本市が管理する道路の安全管理、維持管理のため、工事発注による施工、道路公園等保全センターによる直営工事を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	163,645		

施策 3 市街地の整備

施策の方向

都市としての便利さや暮らしやすさの向上を図り、活気ある市街地を形成するため、土地
区画整理事業※などによる整備を推進します。

現状と課題

- JR 甲府駅周辺の中心市街地では、土地区画整理事業などを通じて多様で高度な都市機能の集積を図り、人々を惹きつける魅力ある都市環境や、利便性の高い居住環境の整備に努めていく必要があります。
- 市街地では、地域の特性に応じ多様なまちづくり手法を活用しながら、安全で利便性の高い居住環境の形成に努めていく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	土地区画整理事業の進捗率	96.0%	99%	
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	—	—	2.17P	2.21P

施策を構成する事務事業

施策 3 市街地の整備

(1) 土地区画整理事業による整備

◎甲府駅周辺土地区画整理事業

(2) 地区計画による整備

○濁川西地区整備事業

主要事業

甲府駅周辺土地区画整理事業

担当部課名

まちづくり部 区画整理課

事業概要

- 甲府駅周辺地区 21.9ha について、道路・公園等の基盤整備を行うとともに、良質な宅地を供給することによって、ゆとりある生活空間を形成し、中心市街地への居住・定住の受け皿として、持続可能なまちづくりを推進する。

現状と課題

- 都市計画道路朝日町通り線（朝日通り）周辺を中心に、公共施設等の基盤整備を行っているところであるが、朝日町ガードの整備に時間を要することとなるため、工事に関する周知を丁寧に行う必要がある。

今後の事業展開

- 地元自治会及び商店街等に説明会を開催する中で、都市計画道路朝日町通り線の整備を着実に進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	464,364		

施策 4 計画的な土地利用の推進

施策の方向

自然環境と都市環境の調和する秩序あるまちづくりに向け、長期的展望に立った計画的な土地利用を推進します。

現状と課題

- 自然環境との調和を基調として、都市の健全な発展と秩序ある整備が図られるよう、長期的展望に立った総合的・計画的な土地利用を推進していく必要があります。
- 適正な土地利用を促すとともに、土地の基礎的な情報を把握するため、地籍調査を進めていく必要があります。
- 自然と都市が調和した持続可能な地域社会を実現するため、多様な主体が参画する協議・運用体制を構築し、地域の資源や特性を活かした地域ごとのあるべき姿の検討とその実現に向けた取組を推進していく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	許認可等申請処理件数	2,433 件	2,890 件	
市民実感 度指数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	—	—	2.41P	2.47P

施策を構成する事務事業

施策 4 計画的な土地利用の推進

（１）適正な土地利用への誘導

- ◎都市基本計画推進事業
- ◎都市計画事務
- ◎土地開発指導事業
- ◎建築指導事業

（２）地籍の明確化

- ◎地籍調査事業

（３）地域デザインプロジェクトの推進

- ◎地域デザイン推進事業（再掲）

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】都市基盤の利便性を高める

主要事業

都市基本計画推進事業

担当部課名

まちづくり部 都市計画課

事業概要

- 農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を促進する整備、開発その他都市計画に関する施策を策定する。

現状と課題

- 「集約と連携による持続可能な都市構造」の実現を目指し、都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」を策定している。
- 「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」の改定にあたり、リニア開業や人口減少などの社会情勢等の変化を的確に捉え、それらを踏まえた計画策定が必要である。
- 都市の骨格となる幹線道路であり、地域経済や市民生活を支える重要な社会インフラである都市計画道路の整備を推進する必要がある。
- 人口減少や交通需要の変化等に応じた都市計画道路の見直しが必要である。

今後の事業展開

- 現行計画のまちづくり方針を基本とし、現在策定過程にある第 7 次総合計画の内容やリニア山梨県駅前エリアの基盤整備方針などを踏まえ、「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」の改定に着手する。
- 効果的かつ効率的な都市計画道路の整備に向けて、都市計画道路の見直し（整備・変更等）に着手する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	16,431		

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】都市基盤の利便性を高める

地籍調査事業

担当部課名

まちづくり部 地籍調査課

事業概要

- 国土調査法に基づき一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、地籍の明確化を図るものである。調査の成果は、個人の土地取引から公的機関による地域の整備まで、土地に関するあらゆる行為のための基礎データとなる。

現状と課題

- 土地の権利関係など土地所有者間の複雑な問題や相続登記等が行われていないことによる所有者不明土地が多く、これらの問題解決に時間を要している。

今後の事業展開

- 国の第7次10か年計画に基づき令和13年度までに調査を行う予定であるが、今後山間地域が調査区域となり、事業費や作業量等の増加が見込まれることから、調査手法を研究するとともに調査期間や調査区域の変更を見据え、本市の年度計画の見直しを検討していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	80,445		

地域デザイン推進事業（再掲）

担当部課名

企画部 地域デザイン課

事業概要

- 持続可能な地域社会を実現するため、多様な主体が参画する協議・運用体制を構築し、地域の資源や特性を活かしたまちなかエリアのあるべき姿の検討とその実現に向けた取組を推進する。

現状と課題

- 市民、事業者、教育機関、行政などの多様な主体が参画するエリアプラットフォームを中心に、令和6年度に社会実験を行い、その検証結果等を踏まえ、まちなかの将来像とその実現に向けた官民連携による取組を記した「甲府まちなか未来ビジョン2025」を策定した。
- ビジョンの実現に向けて、引き続き多様な主体が「自分ごと」として参画できる環境づくりと、庁内外の機運醸成を行うことで活動の輪を拡げ、推進体制の一層の強化を図る必要がある。

今後の事業展開

- ビジョンに掲げるリーディングプロジェクトの自走化・定常化に向けた社会実験等の活動を行い、ビジョンの実現に向けた取組を推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	32,779		

方針1 協働の推進

方針 -----

市民、NPO、事業者、行政などが、互いの立場を尊重し、同じ目的のために取り組む協働※によるまちづくりを推進します。また、住民が主体となって地域課題を解決するための地域コミュニティ※づくりを支援するとともに、更なる市政への市民参画を促進するための市政情報の積極的な提供や広く市民の意見を聴く機会の充実を図ります。

現状と課題 -----

- 協働によるまちづくりを推進するため、市民と行政が日頃から信頼関係の構築を図りつつ、対等・平等の立場で地域課題の解決等に取り組む仕組みづくりを行っていくとともに、ボランティア・NPO 団体、教育機関、事業者など、地域に関わる多様な主体が、それぞれの持つ強みや専門性を活かしたまちづくり活動に取り組めるよう、支援する必要があります。
- 地域課題を地域住民自らの手で解決し、明るく住みよいまちづくりを推進するため、地域におけるコミュニティ活動の基礎となる自治会をはじめ、地域に関わる多様な主体の活動の活性化を促していく必要があります。
- 市政への市民参画を促進するため、市政情報を積極的に提供し、市民との情報共有に努めるとともに、幅広い世代の市民などから、広く意見を聴く機会を設けていく必要があります。

方針の成果 -----

	指標名		現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	自治会加入率		66.45%	72.77%	 
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	—	—	2.24P	2.34P	

方針を構成する事務事業

方針1 協働の推進

(1) 協働によるまちづくりの推進

- ◎まちづくり計画推進事業
- ◎地域のまちづくり支援事業

- ◎協働づくり推進事業
- ◎SDGs推進事業(再掲)

(2) 地域コミュニティづくりへの支援

- ◎市民組織事業
- ◎南北地域振興事業(再掲)

- ◎地域集会施設整備助成事業
- 悠遊館等施設管理事業

(3) 市政情報の提供

- ◎広報推進事業

(4) 市民意見を聴く機会の充実

- ◎広聴活動事業

主要事業

まちづくり計画推進事業

担当部課名

市民部 協働推進課

事業概要

- 各地区 21 世紀のまちづくり協議会が地区の将来像の実現に向け実施する各種事業に対し支援を行い、地域と協働によるまちづくり事業の推進に努める。

現状と課題

- 各地区 21 世紀のまちづくり協議会に対し、助言や他の地区で行われている事業についての周知、補助金の交付を行っている。
- 各地区の事業内容が固定化している傾向にあることから、各地区 21 世紀のまちづくり協議会に対し様々な情報の提供を行う中で、より効果的で実効性の高い事業を展開することが今後必要となる。

今後の事業展開

- 各地区 21 世紀のまちづくり協議会に対し、引き続き支援を行い、地区の将来像実現に向けて地域と協働した住みよいまちづくりを推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	8,573		

協働づくり推進事業

担当部課名

市民部 協働推進課

事業概要

- 「甲府市の協働によるまちづくりに関する基本方針」及び「甲府市協働のまちづくり第 3 期推進行動計画」（令和 5 年度～令和 7 年度）に基づき、地域の多様な主体がお互いの自主性を尊重し合い、連携・協力していくほか、時代のニーズに応じた豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現に向けて各種事業の推進に努める。

現状と課題

- 協働によるまちづくりを推進していくため、シンポジウムの開催などにより協働による市民意識の醸成に努めている。

今後の事業展開

- 「甲府市協働のまちづくり第 3 期推進行動計画」に位置付けた各種事業に取り組み、市民等との協働によるまちづくりを更に推進していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	383		

地域のまちづくり支援事業

担当部課名

市民部 協働推進課

事業概要

- 地域で活躍する方の創出や、市民活動の活性化を図るとともに、地域課題の解決に向け、市民、ボランティア・NPO 団体、教育機関、事業者など、地域に関わる多様な主体が協働して地域課題を明らかにし、解決に向けて取り組むことができるよう支援する。

現状と課題

- 少子高齢化の進行をはじめ、生活スタイルや価値観の多様化などを背景に、課題の複雑化や地域活動の担い手不足などが懸念されていることから、市民活動の活性化を図り、地域での課題解決力の向上につなげることが求められている。
- 市民活動の活性化を図るため、協働支援センター情報紙「あつ活 NEWS！」や市ホームページと LINE による情報発信のほか、地域人材育成研修の開催や多様な主体の交流を促す機会の提供に努めている。
- 地域活動の担い手不足など、支援を必要としている自治会と社会貢献活動に取り組む企業及び活力ある学生ボランティアをマッチングする「あつ活サポーター団体登録制度」の活用に努めている。
- 地域住民に活躍していただける体制づくりや、多様な主体が連携し、地域課題の解決を図るための協働の仕組みづくりが必要である。

今後の事業展開

- 地域課題の共有・明確化、解決策の検討及び解決に向けた取組を地域が主体となって行うことができるよう引き続き支援する。
- 各地域において、まちづくりに係る協働体制をコーディネートする「まちづくりコーディネーター」の育成を進める。
- 中間支援組織である甲府市ボランティアセンターの運営支援及び関連事業等に対し助成等を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	22,642		

SDGs推進事業（再掲）

担当部課名

企画部 連携共創課

事業概要

- 「甲府市 SDGs 推進パートナー」をはじめとした多様な主体との連携による普及啓発に取り組み、市域における SDGs の理解促進を図るとともに、企業や各種団体、大学など SDGs を推進する様々な団体の裾野を拡大し、市域全体における SDGs 達成に向けた取組を推進する。
- 令和6年度に策定した「甲府市 SDGs 未来都市計画」に基づき、経済・社会・環境の三側面に相乗効果を創出する SDGs の取組を推進するとともに、「甲府市 SDGs 推進パートナー」に向けた先導的な取組事例の共有や、パートナー同士の交流の機会の創出等により、登録パートナーによる自発的あるいは連携した SDGs の取組に向けた支援を行う。

現状と課題

- 「甲府市 SDGs 推進パートナー」をはじめ、地域の企業・各種団体等と連携した企画・イベント等の開催や、市内大学との連携による若者の視点やアイデアを活かした SDGs の普及啓発を通じて、多世代への SDGs の理解を促進し、市域全体の SDGs の浸透に努めている。
- 「甲府市 SDGs 未来都市計画」を推進するため、「甲府市 SDGs 推進パートナー」をはじめとした企業・団体の更なる連携やマッチングの促進を図る中で、多様なステークホルダーの資源を効果的に活用していくことが必要である。

今後の事業展開

- 市域全体の SDGs への理解が深まるよう、更なる普及啓発や情報発信に努めるとともに、パートナー登録制度の充実を図り、多様な主体との連携を促進することで、「甲府市 SDGs 未来都市計画」を推進し、持続可能な未来都市の実現を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1,939		

市民組織事業

担当部課名

市民部 協働推進課

事業概要

- 自主的組織である甲府市自治会連合会の活動を支援し、地域コミュニティ活動の活性化を図る。また、市民祭りとしての位置付けのもと、「甲府大好きまつり」に対する支援を行う。

現状と課題

- 甲府市自治会連合会事務局へ運営費補助金の交付を行っている。
- 市政の情報を市民へ周知するため、広報こうふや議会だより等の配付を甲府市自治会連合会へ委託している。
- 甲府市自治会連合会と連携する中で、自治会長を対象とした研修会を開催するなど、自治会の加入率向上や担い手不足解消に向けた取組を行っている。
- 自治会への加入促進を図るため、山梨県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会山梨県本部及び甲府市自治会連合会と本市において、自治会への加入促進に関する協定書を締結し、意見交換を行っている。

今後の事業展開

- 甲府市自治会連合会等に対し、引き続き支援を行う。
- 自治会加入促進へ向けた取組について、協定書を締結している甲府市自治会連合会や不動産関係団体と連携を図る中で推進する。
- 甲府大好きまつりについて、多くの市民が参加し楽しんでいただけるよう、観光課と連携する中で実施していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	70,565		

地域集会施設整備助成事業

担当部課名

市民部 協働推進課

事業概要

- 自治会等が所有する地域集会施設の新築費、全面改修費、移転費、既設建設物の取得費若しくは改修費（バリアフリー化を含む）、耐震診断費、耐震改修費に対して補助金を交付し、住民の集会活動を支援することで地域コミュニティの醸成を図る。

現状と課題

- 地域集会施設の新築・改修・耐震診断等に対し、補助金の交付を行っている。
- 各自治会における地域集会施設の新築・改修等の整備予定を把握するため、毎年度調査を実施している。

今後の事業展開

- 平成 30 年度より、地域集会施設の新築、全面改築又は移転に要する本工事、付帯工事費及び備品費並びに取得費の限度額を増額する中で、地域集会所の整備・促進を図り、地域コミュニティ活動への更なる支援を行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	3,602		

南北地域振興事業(再掲)

担当部課名

産業部 総務課・林政課

事業概要

- 豊かな自然を活用し、創作活動及び自然体験の場を提供すること等により、交流人口の増加を図るとともに、南北地域の振興に係る新たな担い手の育成を図る。

現状と課題

- 「甲府市創作の森おびな」の指定管理者として指定した「帯那地域活性化推進協議会」と連携する中で、円滑な施設の管理運営を実施するとともに、積極的な施設 PR を行うなかで、施設の利用を促進し、利用料収入等の拡大を図る必要がある。
- 南北地域については、地域住民の高齢化等に伴う地域力の低下を防ぐ必要がある。

今後の事業展開

- 「甲府市創作の森おびな」を活用し、指定管理者が開設する施設のホームページ等により、施設の周知とともに北部地域の魅力を発信する。
- 「甲府市地域おこし協力隊」により、都市部の人材を活用し、地域の活性化及び情報発信体制の強化を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	40,758		

広報推進事業

担当部課名

市長直轄組織 情報発信課

事業概要

- 市民の市政への関心や参画意欲が向上するよう、広報こうふをはじめ、市ホームページ、SNS、ラジオ、新聞などの多様な媒体を活用し、市政情報を的確にわかりやすく伝える。

現状と課題

- スマートフォン等の普及により必要な情報をいつでもどこでも入手することができ、紙媒体のほか市ホームページや SNS など、市民の情報収集手段はますます多様化している。
- 行政情報を正確にわかりやすく伝えるとともに、SNS 等を活用したタイムリーで効果的な情報発信が求められている。
- 情報発信については、多種多様な形態で行い、市民等が情報を享受する機会を一層増やすことが重要であるため、多くの媒体を活用した広報に努めている。

今後の事業展開

- 広報こうふなどの既存の媒体における、より効果的な発信方法について、随時見直し等を行う中、デジタル社会に即した市ホームページのリニューアルを推進していくなど、さまざまな情報発信ツールを連動させた効果的な情報発信に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	62,363		

広聴活動事業

担当部課名

市民部 協働推進課

事業概要

- 市民参画による市政推進の窓口として、市民からの意見や要望等が的確に市政に反映できるよう、市民サイドに立った広聴活動の推進に努める。

現状と課題

- 市政及び市民の日常生活の陳情・要望等に対し、迅速かつ適切な対応を図るとともに、各種相談窓口を開設し、市民からの相談に応じ、問題の解決に向け助言等を行っている。
- 市民から寄せられた陳情・要望等を施策へ反映するよう、各職場への情報提供を行っている。
- 市長対話を実施することにより、各種団体の市政への理解を深めるとともに、市民参加による開かれた市政の実現を目指していく。
- 平成 27 年度より実施している「よっちゃばれ放談会※」については、継続的に実施していく中で、事業実施の方策等について随時検討し、必要に応じ改善を行っている。

今後の事業展開

- 市民の声を市政の原点とすべく、引き続き、きめ細かな広聴活動事業を実施する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	2,863		

方針2 広域的な連携の推進

方針

消防やごみ処理などの広域的な行政課題について、圏域住民に対して効率的・効果的に行政サービスが提供されるよう、広域的な連携を推進します。また、中核市※への移行に伴い、新たな広域連携制度※を活用する中で圏域全体の発展に貢献できるよう努めます。

現状と課題

- 人々の日常生活や企業による経済活動が行政区域を越えて拡大している中、効率的・効果的に行政サービスを提供していくためには、広域的な連携をより一層推進する必要があります。
- 近隣自治体との連携による「県央ネットやまなし」（やまなし県央連携中枢都市圏）の取組を推進し、人口減少・少子高齢社会にあっても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持し、圏域全体の発展を進める必要があります。
- 人口減少・少子高齢化による人材の不足や地域活力の衰退が危惧される中、本市が抱える諸課題の解決と地域経済の活性化を図るためには、民間企業等が有するリソースの活用等の公民の連携を推進する必要があります。

方針の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	広域行政として推進している事業数	6事業	6事業	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.86P	2.93P

方針を構成する事務事業

方針2 広域的な連携の推進

(1) 広域的な連携の推進

◎連携推進事業

主要事業

連携推進事業

担当部課名

企画部 連携共創課

事業概要

- 近隣自治体と特別地方公共団体である一部事務組合を設置し、消防や斎場などの事務を共同処理することによる効率的・効果的で質の高い行政サービスを提供する。
- 本市を含む12市町で構成する「県央ネットやまなし」における各自治体の自主自立を基本とし、自治体の実情に合わせた柔軟な連携により、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、圏域住民の安心で快適な暮らしを支えるための様々な取組を推進する。
- 公民の連携を推進する中で、公民双方が有する強みを活かした事業の展開による市民サービスの向上や地域活力の増進等を図り、持続可能な地域社会の構築を目指す。

現状と課題

- 甲府地区広域行政事務組合及び東八代広域行政事務組合による消防や斎場などの事務を引き続き共同処理するとともに、持続可能な行政サービスの提供体制を確保する。
- 「やまなし県央連携中枢都市圏ビジョン」に掲げる圏域の中長期的な将来像の実現に向けた取組を着実に推進する。
- 人口減少・少子高齢化による人材の不足や社会保障関係費の増加等による財政負担、さらには、地域活力の衰退が懸念される中、本市の諸課題の解決と地域経済の活性化を図るため、民間企業等が有するリソースの活用等の公民の連携を推進する必要がある。

今後の事業展開

- 甲府地区広域行政事務組合及び東八代広域行政事務組合の構成市として、一部事務組合が担う事務の共同処理に関する必要な支援を行う。
- 「やまなし県央連携中枢都市圏ビジョン」を推進し、連携の取組を浸透させていくため、連携自治体や庁内内部局との連携を深めつつ、効率的・効果的な連携事業の形成・実施に取り組むとともに、各自治体との協議や有識者等で構成するビジョン懇談会における意見を踏まえ、「やまなし県央連携中枢都市圏ビジョン」の必要な見直しを行う。
- 公民連携による本市の諸課題の解決と地域経済の活性化に繋がる地方創生に向けた取組を推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	58,431		

方針3 持続可能な行財政運営

方針 -----

高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、最小の経費で最大の効果を挙げる行財政運営を行うため、自主財源の安定的な確保や効率的な財源配分に努める中で、適切な行政評価を活用した施策の展開を図ります。

また、市民の視点に立って、行政改革の更なる推進を図り、質の高い行政サービスの提供と簡素で効率的な組織機構の構築に取り組みます。

現状と課題 -----

- 市民ニーズの複雑化・多様化と地方分権による権限移譲などを背景として、地方自治体には、自主的かつ自立的で、持続可能な行財政運営を実現するための取組が求められています。
- 持続可能な行財政運営を実現するためには、自主財源の安定的な確保や効率的な財源配分、公共施設の適正なマネジメントなどにより財政の健全運営を図るとともに、施策評価を取り入れた PDCA サイクルの構築により、効率的かつ効果的な施策・事業の展開を目指していく必要があります。
- 社会の変化に適切に対応しながら、市民の視点に立った行政改革を着実に推進し、将来にわたって質の高い行政サービスを提供していく必要があり、限られた経営資源の効果的な活用に向け、本市が策定した個別計画等との連携強化を図る中で、更なる業務の効率化に取り組む必要があります。
- 本市のこれまでの諸課題や新たに顕在化する課題などに適切に対応するためには、SDGs の理念や考え方を積極的に取り入れる中で、多様な主体との連携した統合的な取組により、相乗効果が期待できる施策や事業を展開していく必要があります。

方針の成果 -----

	指標名		現状値 (R6)	推計値 (R7)	SDGs
成果指標	実質公債費比率※		8.3% (R5)	8.3%	
	将来負担比率※		15.6% (R5)	22.8%	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	—	—	2.20P	2.27P	

方針を構成する事務事業

方針３ 持続可能な行財政運営

（１）自主的・自立的な自治体運営

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ◎総合計画策定事業 | ○選挙啓発事業 |
| ○総務事務 | ○庁舎管理事務 |
| ○新事業形成事業 | ○こうふ D0 計画推進事業（情報システム事業） |
| ○窓口センター事務 | ○中道支所事務 |
| ○上九一色出張所事務 | ○戸籍住民基本台帳事務 |
| ○個人番号制度管理事業 | |

（２）人材育成

- | | |
|---------|-----------------|
| ◎職員研修事業 | ○職員福利厚生及び健康管理事業 |
|---------|-----------------|

（３）自主財源の確保や効率的な配分

- | | |
|------------------|----------------|
| ◎公共施設等マネジメント推進事業 | ◎ふるさと応援寄附金推進事業 |
| ○財政管理事務 | ○計画調整事務 |
| ○市民税賦課事務 | ○市民税等収納事務 |
| ○市民税等滞納整理事務 | ○固定資産税賦課事務 |

（４）行政改革の推進

- | | |
|------------|---------|
| ○外部評価の実施事業 | ○行政改革事務 |
|------------|---------|

（５）SDGsの推進

- | | |
|-----------|--|
| ◎SDGs推進事業 | |
|-----------|--|

主要事業

総合計画策定事業

担当部課名

企画部 総合計画課

事業概要

- 本市が目指す将来の姿とそれを実現するための目標を明らかにし、環境の変化に的確に対応しながら計画的に施策を推進するための市政運営の指針として総合計画を策定する。

現状と課題

- 本市の最上位計画に位置付けられている現行の第六次甲府市総合計画は、計画期間を平成 28 年度から令和 7 年度までとしていることから、令和 8 年度を初年度とする次期総合計画の策定に、令和 6 年度より着手している。策定に際しては、市民、小中学生、市外からの通勤者及び市内事業所へのアンケート調査や市民及び若者を対象としたワークショップの結果を踏まえた市民意向の反映や、現計画の評価・検証結果を踏まえた施策体系の構築、分野横断的な他計画との統合の検討、及び効率的かつ実効性のある進行管理手法の検討などが大きな課題となる。

今後の事業展開

- 令和 7 年度は、総合計画審議会での審議や総合計画策定委員会などの庁内組織での協議を行う中で次期総合計画を策定する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	11,540		-

職員研修事業

担当部課名

総務部 人材マネジメント課

事業概要

- 職員の自主性と OJT（職場研修）を基礎とした、効率的かつ効果的な研修を実施し、高い能力と意識、姿勢を兼ね備えた総合力の高い職員を組織全体で育成していく。

現状と課題

- 新たに策定した「人財マネジメント方針」について職員への定着を図るとともに、当該方針に基づいた研修体系を構築し人材育成を推進する必要がある。
- 生産性の高い職場づくりに向け、管理職（課長級）、監督職（係長級）のマネジメント能力向上を図るとともに、変化に対応し自ら成長できる若手職員の育成に取り組む必要がある。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、職員意識の一層の醸成を図る必要がある。
- 「県央ネットやまなし」の圏域自治体における、職員の育成並びに連携強化を図る必要がある。

今後の事業展開

- 新たな「人財マネジメント方針」に基づき、管理・監督職のマネジメントの向上に資する研修、若年層の育成に資する研修の拡充を図る。
- 各階層の昇任者研修においてマネジメント能力（リーダーシップ）の向上を図るとともに、働き方改革の推進やメンタルヘルス、ハラスメントへの理解を深め、働きやすい職場環境づくりを進める。
- 「キャリアデザイン研修」を年齢層別に実施し、身に付けた能力や経験を整理することでキャリアデザインの見直しと昇任・昇格意欲の向上を図る。
- 「県央ネットやまなし」の連携事業として、圏域自治体の職員の育成並びに連携強化に資する合同研修等を実施する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	16,493		

公共施設等マネジメント推進事業

担当部課名

企画部 財産活用課

事業概要

- 公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化※などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図る取組(公共施設等マネジメント)を推進し、次世代に継承できる公共施設等の適正化に努める。

現状と課題

- 施設情報の一元化と施設カルテによる情報の共有を図りながら、事業推進に向けて、市民理解や民間事業者との連携を深めていく必要がある。また、全体最適化の視点から、土地の利活用等を含めた総合的かつ戦略的な取組を加速していく必要がある。

今後の事業展開

- 令和元年 7 月に策定した「甲府市公共施設再配置計画」に基づき、次の世代に負担をかけず、安心して快適に利用できる施設へ再配置するため、施設総量の適正化、施設の長寿命化及び効率的な施設運営を推進するほか、「甲府市公共施設再配置計画第一次実施計画」が令和 7 年度に最終年度を迎えることを踏まえ、次期計画の策定を完了させる。
- 「甲府市資産（土地・建物）利活用基本方針」に基づき、低未利用資産の有効活用を推進する。
- 「甲府市公共施設等マネジメントにおける PPP 導入ガイドライン」に基づき、PPP/PFI の導入を推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	12,137		

ふるさと応援寄附金推進事業

担当部課名

産業部 ふるさと納税課

事業概要

- ふるさと納税制度による自主財源の確保と本市の魅力や地場産品等のPRを図る。
- 企業版ふるさと納税制度による自主財源の確保と民間企業等との積極的な連携・協働の推進を図る。

現状と課題

- ふるさと納税は、返礼品の受け取りや税額の控除など多くの利点があることから、近年、その受入額が急増しており、自治体の自主財源の確保や地域の活性化などに有益であるため、今後も引き続き、地場産品の掘り起こしや、体験型返礼品を拡充して魅力的な政策、事業に対する寄附を呼びかけていくことが必要である。
- 企業版ふるさと納税制度の周知を図り、本市の政策や魅力を積極的に発信することで、事業に対し寄附をしていただけるように企業へ呼びかけを行うことが必要である。

今後の事業展開

- 返礼品事業者を対象とした勉強会の開催により、寄附者ニーズに即した返礼品を追加していくとともに、使い道報告書や本市ジュエリーカタログを送付することでリピーターの獲得を目指す。
- 東京ガールズコレクションなどを通じて、新たなジュエリー文化である「甲府ジュエリーラブプロジェクト」を推進し、甲府ジュエリーのプロモーション強化を図ることで寄附の増額に取り組む。
- 寄附者に対して、単に返礼品を送る行為だけで完結しないよう、モノによる返礼品を通じた地域PRはもとより、寄附者が本市に足を運び楽しむことができる、体験型返礼品の拡充を目指す。
- 「ジュエリー甲子園」を開催し、若い世代が本市の代表的な産業である宝飾産業に興味を持つようアプローチすることで、宝飾産業を支える新たな人材の確保に繋げるとともに、「宝石のまち甲府」の認知度向上やシビックプライドの醸成、さらにはふるさと納税の増額に繋げていく。
- 企業版ふるさと納税制度を活用し、本市が取り組む事業の周知を図るとともに、企業との対話を図る中で、企業の方針や要望を把握し、先回りして企業の求めるものを企画提案することで、民間資金を活用した地方創生に取り組んでいく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	2,368,499		

SDGs 推進事業

担当部課名

企画部 連携共創課

事業概要

- 「甲府市 SDGs 推進パートナー」をはじめとした多様な主体との連携による普及啓発に取り組み、市域における SDGs の理解促進を図るとともに、企業や各種団体、大学など SDGs を推進する様々な団体の裾野を拡大し、市域全体における SDGs 達成に向けた取組を推進する。
- 令和 6 年度に策定した「甲府市 SDGs 未来都市計画」に基づき、経済・社会・環境の三側面に相乗効果を創出する SDGs の取組を推進するとともに、「甲府市 SDGs 推進パートナー」に向けた先導的な取組事例の共有や、パートナー同士の交流の機会の創出等により、登録パートナーによる自発的あるいは連携した SDGs の取組に向けた支援を行う。

現状と課題

- 「甲府市 SDGs 推進パートナー」をはじめ、地域の企業・各種団体等と連携した企画・イベント等の開催や、市内大学との連携による若者の視点やアイデアを活かした SDGs の普及啓発を通じて、多世代への SDGs の理解を促進し、市域全体の SDGs の浸透に努めている。
- 「甲府市 SDGs 未来都市計画」を推進するため、「甲府市 SDGs 推進パートナー」をはじめとした企業・団体の更なる連携やマッチングの促進を図る中で、多様なステークホルダーの資源を効果的に活用していくことが必要である。

今後の事業展開

- 市域全体の SDGs への理解が深まるよう、更なる普及啓発や情報発信に努めるとともに、パートナー登録制度の充実を図り、多様な主体との連携を促進することで、「甲府市 SDGs 未来都市計画」を推進し、持続可能な未来都市の実現を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	1,939		

方針4 シティプロモーションの推進

方針

選ばれる都市となり、持続的に発展していけるよう、本市の強みや魅力的な地域資源を活かした都市ブランドの確立を目指すとともに、多様なメディアや人的ネットワークを最大限活用した戦略的なシティプロモーション※を推進します。

現状と課題

- 都市間競争が激化する中で、選ばれる都市となり、持続的に発展していくためにも、これまでより一歩踏み込んだシティプロモーションが求められています。
- 甲府市の強みや魅力的な地域資源を活かした都市ブランドの確立とブランド力の向上を図るとともに、多様なメディアや人的ネットワークなども最大限活用した戦略的シティプロモーション活動を積極的に展開していく必要があります。

方針の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	地域ブランド調査 「認知度」ランキング 「魅力度」ランキング	67位 85位	30位以内 80位以内	 
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.30P	2.34P

方針と構成する事務事業

方針4 シティプロモーションの推進

(1) 都市ブランドの確立と情報発信

◎シティプロモーション事業

主要事業

シティプロモーション事業

担当部課名
 市長直轄組織 情報発信課

事業概要

- 本市の強みや魅力的な地域資源を活かした都市ブランド力の強化に努め、選ばれる都市を目指す。
- 多様なメディアや人的ネットワークを最大限活用し、本市が持つ自然、歴史、文化などの魅力ある地域資源を市内外に発信するなど、戦略的なシティプロモーションを推進する。
- 首都圏へのプロモーションに加え、中部横断自動車道が全線開通したことや今後のリニア中央新幹線開業も見据え、東海圏及び近畿・中京圏をターゲットとしたシティプロモーションを推進する。

現状と課題

- 本市の持続的な発展に向け、効果的なシティプロモーションを推進し、地域の魅力や価値を高めることにより、住民や企業、各種団体に「選ばれる都市」を目指していく必要がある。

今後の事業展開

- 本市の魅力や地域資源を活かした効果的なプロモーションを推進するため、「KOFU プロモーションデザインディレクター」から助言や協力を受ける中、ターゲットごとに合わせた SNS 等の様々なツールにより、シティプロモーションを展開する。
- 甲府大使等と協力し、本市の魅力を発信することによりイメージアップを図る。
- 「山梨県人会連合会」や「首都圏甲府会」をはじめ、県外で活躍する本市に関わる様々な人的ネットワークを活用した効果的なシティプロモーションを行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	18,777		

施策の成果指標一覧

施策の成果指標一覧

基本 目標	施策の 柱	施 策	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R7)
いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)	次代を担う子どもたちを育む	①子ども・子育てへの支援	教育・保育施設入所希望者の入所率	100%	100%
			放課後児童クラブ入会希望者の受入率	100%	100%
			子育て相談窓口の相談件数	2,262件	3,146件
		②学校教育の充実	全国学力・学習状況調査の全国平均以上の教科の割合	50%	100%
			いじめの解消率	99.1% (R5)	100%
		③青少年の健全育成	青少年ジュニアリーダー数	298人	380人
			美化活動に参加する青少年の数	611人	2,300人
	心豊かで輝く人を育む	①生涯学習の充実	講座・教室等の参加者数	15,580人 (R5)	27,450人
			市立図書館の年間貸出点数	380,625点 (R5)	580,000点
		②スポーツの振興	市民体育祭参加者数	5,974人	8,594人
			市スポーツ施設の年間利用者数	215,114人	229,712人
		③文化・芸術の振興	文化芸術事業の参加者数	12,481人 (R5)	16,600人
		④人権尊重・男女共同参画の推進	人権啓発パネル展の来場者数	1,771人	2,950人
			市の審議会等における女性委員の割合	25.5%	40%
		⑤国際交流・多文化共生の推進	異文化理解ができたと感じた生徒数	16/16人	24/24人
			日本語教室の参加者数	343人	450人
魅力があふれ人が集う活力あるまちを	産業を振興する	①商業・工業の振興	卸・小売業の法人市民税納税義務者の数	1,875社 (R5)	1,980社
			製造品出荷額等	29,970,994万円 (R5)	31,437,000万円
		②農業・林業の振興	認定農業者数及び認定新規就農者数	281人	284人
			森林整備の実施面積	182ha (H28～R6)	217ha (H28～R7)
		③雇用対策の推進	就労支援を通じた就労者数	180人 (R5)	150人
			合同企業説明会への参加者数	137人	300人
		④卸売市場の活性化	青果部及び水産物部の取扱数量	青果部 28,315 t 水産物部 7,765 t	青果部 28,600 t 水産物部 11,400 t
			施設整備の進捗率	36.3%	100%

成果指標の説明及び算出方法
市内教育・保育施設への入所希望者数のうち、実際に入所できた数の割合（特定の施設を希望する者を除く） 【市内教育・保育施設入所児童数（4月1日現在）／市内教育・保育施設入所申請数（4月1日現在）×100】
小学6年生まで推計した放課後児童クラブ入会希望者に対する入会児童数の割合 【放課後児童クラブ入会児童数（4月1日現在）／小学6年生までの放課後児童クラブ入会希望者推計×100】
「子ども・青少年総合相談センター」での電話・来所・その他による相談件数
小学校6年生は国語、算数、理科の3教科（理科は3年に1回）、中学校3年生は国語、数学、理科、英語の4教科（理科と英語は3年に1回実施。理科の翌年に英語を実施）のうち、全国平均点以上となった教科の割合。 【全国平均点以上となった教科数／調査実施教科数（4教科から6教科）×100】
年度末に文部科学省が行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」における認知したいじめ事案に対し、関係機関等と連携して解消に至った事案の割合（小学校と中学校の合計）（3月31日現在） 【（いじめ解消件数＋一定の解消が図られたが、継続支援中の件数）／いじめ認知件数×100】
青少年ジュニアリーダーの委嘱人数
毎年11月に実施する市内一斉清掃活動に参加した青少年の数（青少年育成甲府市民会議28地区からの報告により確認）
生涯学習振興事業、公民館開設講座、教室、各種学級、出前講座等の参加者数
市立図書館が貸し出しをした図書資料の点数（図書館ネットワークが接続されている公民館における貸し出し冊数を含む）
市民体育祭の夏季、冬季大会における参加者数
緑が丘スポーツ公園、青葉スポーツ広場、東下条スポーツ広場、中道スポーツ広場、旧小学校跡地の利用者数の合計
市及び甲府市文化協会主催の文化芸術事業（文化芸術の振興事業、甲府市民文化祭）の参加者数
人権啓発パネル展の来場者数
市の審議会等における女性委員の割合（地方自治法202条の3に該当する審議会等） 【女性委員総数／委員総数×100】
姉妹・友好都市へ派遣した生徒の中で、外国の文化や習慣などにおいて異文化の理解ができたと感じた生徒数 【異文化の理解ができたと感じた生徒数／姉妹・友好都市へ派遣した生徒数】
日本語教室の学習者としての参加者数
法人市民税納税義務者のうち、卸・小売業の法人数
工業統計調査による製造品出荷額等の金額
市内の認定農業者及び認定新規就農者数
市有林及び民有林のうち、伐採、造林、間伐、下草刈りなどの森林整備を実施及び支援した面積の合計
ワークプラザ甲府において職業紹介等の就労支援を行った支援対象者のうち、就職に結びついた者の人数（ハローワークによる調査結果の集計）
当日の来場者（学生・一般求職者等）の実数
青果部、水産物部の取扱数量
「甲府市地方卸売市場整備計画」（実施期間：令和6年度～令和8年度）に掲げた老朽化対策等11件の工事計画件数に対する工事完了件数の割合 【工事完了件数／工事計画件数×100】

基本 目標	施策 の柱	施 策	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R7)
つくる（活力）	交流と賑わいを創出する	①観光の振興	観光入込客数（暦年）	5,706,302人	6,121,992人
			宿泊者数（暦年）	743,631人	868,239人
		②中心市街地の活性化	新規営業店舗数	39件（累計）	43件（累計）
			歩行者通行量	120,699人	148,400人
		③移住・定住の促進	移住者数（累計）	673人	600人
安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）	安全な暮らしを守る	①防災・危機管理対策の推進	自主防災組織設置率	97.3%	99.8%
			防災リーダーの登録者数（累計）	1,298人	1,892人
		②消防・救急体制の充実	消防団員の充足率	78.2% (R5)	97.0%
			消火栓及び耐震性貯水槽設置進捗率（平均値）	94.9%	95.8%
		③防犯・交通安全対策の充実	市内の刑法犯認知件数	1,057件	1,011件
			市内の交通事故発生件数	641件	400件
		④消費者保護の推進	消費生活センターにおける救済件数	296件	400件
			消費者問題出前講座受講者数	425人	1,900人
	健やかな暮らしを支える	①地域福祉の推進	地域福祉推進計画における数値目標の達成率	128.5% (R5)	117.4%
		②高齢者福祉の充実	地域包括支援センターの相談支援件数	5,182件 (R5)	4,711件
			介護を要しない前期高齢者の割合	96.2%	96.2%
			認知症サポーター数	18,761人 (R5)	21,558人 (累計)
		③障がい者福祉の充実	一般就労移行者数（累計）	223人	235人
			基幹相談支援センターの相談支援件数	17,446人	14,086人
		④社会保障の充実	生活保護の廃止のうち、就労（増収）によるものの割合	11.63% (R5)	12.5%
			国民健康保険料の収納率（現年度）	93.27% (R5)	94.00%
		⑤健康づくりの推進	がん検診の受診率	胃がん7.1% 子宮がん7.5% 肺がん13.0% 乳がん13.6% 大腸がん11.2% (R5)	胃がん 7.10% 子宮がん 8.55% 肺がん 12.70% 乳がん 13.30% 大腸がん 11.00%
			乳幼児健康診査の受診率	1歳6か月児 98.4% 3歳児 97.5%	1歳6か月児 98.0% 3歳児 97.0%
	⑥医療環境の充実	市立甲府病院の病床利用率	市立甲府病院の病床利用率	65.0% (R5)	68.1%
			市立甲府病院における患者の紹介率・逆紹介率	紹介率 (60.4%) (R5) 逆紹介率 (59.3%) (R5)	紹介率 (65.6%) 逆紹介率 (65.0%)

成果指標の説明及び算出方法
国により定められた「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき、市が毎年実施する「観光入込客統計調査」による市内主要観光施設等の観光入込客数
市内主要宿泊施設に対して、市が毎年実施する「宿泊者数及び外国人宿泊者数の調査」による宿泊者数
市が毎年実施する「中心市街地区域内における店舗・空き店舗・空地・駐車場調査」による新規営業店舗数
市が毎年実施する「甲府市中心市街地歩行量調査」による歩行者数
移住・定住コンシェルジュを通して移住した人数(累計、重複は除く)
甲府市自治会に自主防災組織が設置されている割合（3月31日現在） 【自主防災組織設置数／自治会数×100】
防災リーダーの登録者数（累計）（3月31日現在）
条例定数に対する消防団員の割合 【消防団員数（3月31日現在）／甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の定数×100】
消防水利整備計画における消火栓及び耐震性貯水槽の設置進捗率（平均値）（4月1日現在） 【 {（消火栓設置済数／目標数3,138×100）+（耐震性貯水槽設置済数／目標数139×100）} ÷2 】
山梨県警察本部調べによる1年間（1～12月）の市内刑法犯の認知件数
山梨県警察本部調べによる1年間（1～12月）の市内交通事故発生件数
消費生活センターにおいて相談を受け、助言・斡旋を行った結果、救済に繋がった件数
地域や小中学校等において消費者問題出前講座を受講した人数
第5次健やかいきいき甲府プランの地域福祉推進計画の年度毎に評価指標を定めた23事業の平均達成率 【23事業の達成率の合計／23事業】
地域包括支援センターにおける相談支援件数
前期高齢者人口のうち要支援・要介護認定を受けていない前期高齢者の割合（4月1日現在） 【要支援・要介護を受けていない前期高齢者数／前期高齢者数×100】
認知症サポーターの認定者数（累計）（3月31日現在）
福祉施設から一般就労へ移行した障がい者数 ※施設入所者就職支度金申請件数で確認(H24からの累計)
基幹相談支援センターりんくの相談支援件数
生活保護を廃止となった世帯のうち、就労による収入増加により自立となった世帯数 【自立した保護世帯数／保護廃止世帯数×100】
国民健康保険料の現年度の収納率 【収納額／調定額×100】
国の指針に定められている、がん検診（胃・子宮・肺・乳・大腸）を受診した人の割合 【受診者数／対象年齢人口×100】 ●胃がん・肺がん・大腸がんは40歳以上男女、子宮がんは20歳以上の女性、乳がんは40歳以上の女性
法定健診である乳幼児健康診査（1歳6か月児、3歳児）を受診した人の割合 【受診者数／対象年齢人口×100】
市立甲府病院の病床を利用している割合 【年間入院患者数／365日／399床×100】
紹介率算定 【紹介患者数／（初診患者数－（救急患者数+救急車搬送患者数+休日・夜間の救急日直に来院救急患者数+健康診断による疾病発見患者数））×100】 逆紹介率算定 【逆紹介患者数／（初診患者数－（救急患者数+救急車搬送患者数+休日・夜間の救急日直に来院救急患者数+健康診断による疾病発見患者数））×100】

基本目標	施策の柱	施策	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R7)
自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）	豊かな自然と良好な生活環境を確保する	①自然環境の保全と地球温暖化対策の推進	甲府市温室効果ガス排出量	959 千t-CO2/年 (R3)	824 千t-CO2/年
		②公園の整備と緑化の推進	生け垣設置の総延長	6,007m	7,750m
			アダプト制度により管理される公園数	39箇所（累計）	40箇所（累計）
		③循環型社会の構築	市民1人1日あたりのごみ排出量（家庭系ごみ）	552.9g (R5)	535.4g
			資源化率（リサイクル率）（家庭系）	17.4% (R5)	21.6%
		④良好な景観の形成	景観形成基準等に基づく申請処理件数	88件	150件
		⑤住環境の向上	一般住宅の耐震化率	84.8% (R2)	92.0%
			管理不全な空き家の改善指導における改善率	54.4%	69.3%
		⑥水道水の安定供給	有収率	86.21% (R5)	85.38%
			管路の耐震管率	20.11% (R5)	22.25%
		⑦生活排水の適正処理	公共下水道の水洗化率	99.06% (R5)	99.06%
		⑧生活衛生の充実	狂犬病予防注射接種率	69.3% (R5)	75%
	都市基盤の利便性を高める	①公共交通の利便性の向上	実車走行キロメートルあたりの輸送人員	1.21人/キロメートル (R5)	1.21人/キロメートル
		②道路の整備	都市計画道路整備率	59.01%	58.7%
			市道整備率	69.41%	68.80%
			歩道のバリアフリー化率	6.45%	6.44%
		③市街地の整備	土地区画整理事業の進捗率	96.0%	99%
		④計画的な土地利用の推進	許認可等申請処理件数	2,433件	2,890件
基本構想の推進	方針		成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R7)
	①協働の推進		自治会加入率	66.45%	72.77%
	②広域的な連携の推進		広域行政として推進している事業数	6事業	6事業
	③持続可能な行財政運営	実質公債費比率		8.3% (R5)	8.3%
		将来負担比率		15.6% (R5)	22.8%
	④シティプロモーションの推進	地域ブランド調査「認知度」ランキング		67位	30位以内
		地域ブランド調査「魅力度」ランキング		85位	80位以内

成果指標の説明及び算出方法
甲府市地球温暖化対策実行計画の目標値（2030（R12）年度 679千t-CO2/年）から按分して算出
生け垣助成制度を活用した生垣設置の総延長(3月31日現在)
アダプト制度により合意締結された公園数（累計）（3月31日現在）
市民1人1日あたりのごみ排出量（家庭系ごみ） 【家庭系燃えるごみ+家庭系燃えないごみ】
資源化率（リサイクル率） 【資源化量計／排出量総計】
屋外広告物設置許可申請（違反指導による申請含む）処理件数（累計）及び景観計画に基づく届出処理件数の合計
一般住宅における耐震化された住宅の割合（平成30年住宅・土地統計調査を根拠に算出）（3月31日現在） 【（昭和56年以前の住宅の内、耐震性を有する住宅+昭和57年以降の住宅）／市内の住宅総数×100】
管理不全な空き家の改善指導における改善率 【管理不全な空き家の改善件数／管理不全な空き家の改善依頼件数×100】
有収水量（年間の料金徴収の対象となった水量）の年間の配水量に対する割合 【年間総有収水量／年間総配水量×100】
給水区域内に布設してある管路総延長に対する耐震管の割合(3月31日現在) 【耐震管延長（m）／管路総延長（m）×100】
公共下水道が利用可能な者のうち、公共下水道に接続した者の割合 【水洗便所設置済人口(3月31日現在)／処理区域人口(3月31日現在) ×100】
狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射を接種した割合 【甲府市の注射済票を渡した頭数／甲府市の登録の鑑札を渡した頭数×100】
路線バス及びコミュニティバスにおける市内主要バス事業者（山梨交通㈱、富士急バス㈱）の年間輸送人数及び実車走行キロメートルから算出（実績） 【年間輸送人数／年間実車走行キロメートル】
都市計画道路の計画延長に対する整備した延長の割合(3月31日現在) 【整備済延長（m）／計画延長（m）×100】
市道の総延長に対する改良した延長の割合(3月31日現在) 【市道改良延長（m）／市道延長（m）×100】
歩道の総延長に対する歩道バリアフリー化実施延長の割合（3月31日現在） 【歩道バリアフリー化実施延長（m）／歩道延長（m）×100】
甲府駅周辺土地区画整理事業における公共施設の整備状況の割合(3月31日現在) 【執行累計額／総事業費×100】
適正な土地利用への誘導を図るための基準（都市計画法・建築基準法・国土利用計画法等）に基づく申請処理件数
成果指標の説明及び算出方法
総世帯数に対する自治会加入世帯の割合 【6月1日現在の自治会加入世帯数／6月1日現在の住民登録世帯数×100】
広域行政として推進している事業の数
【（地方債の元利償還金+準元利償還金）-（特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）／標準財政規模-（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）×100】（決算額により算出）
【将来負担額-（充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）／標準財政規模-（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）×100】（決算額により算出）
ブランド総合研究所が発行する「地域ブランド調査」における「認知度」ランキング
ブランド総合研究所が発行する「地域ブランド調査」における「魅力度」ランキング

用語解説

用語解説	
あ行	
アセットマネジメント	長期的かつ経営的な視点で、公共施設を管理・活用・処分する取組のこと。
アダプト制度	アダプトとは「里親になる」の意味で、道路や公園などの一定の範囲の維持管理を里親のように継続して行う団体を登録する制度のこと。
アニサキス	サバ、イワシ、アジなどの魚介類に寄生しているアニサキス亜科の幼虫総称のこと。アニサキスが寄生している魚介類を生で喫食することにより、強い腹痛や吐き気を発症する。
新たな広域連携制度	地方公共団体間で「連携協約」を締結する仕組みを活用し、連携中枢都市圏の形成や条件不利地域における都道府県による市町村の補完、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な取組を行う制度のこと。
一般財源	使途が特定されず、どのような経費にも使用することのできる財源のこと。
医療圏	地域の医療需要に対応して医療資源の適正な配置と医療供給体制の体系化を図るための地域的単位のこと。
オプトアウト方式	複数のがん検診の中から受たい検診を選ぶ（オプトイン方式）ことが一般的だが、逆に、受けたくない検診を選ぶ（オプトアウト方式）ことで、明白に受けたくない理由がない限り検診を受けることになり、より多くのがん検診を受けてもらえる仕組みをつくり、がん検診受診率向上を図ること。
温室効果ガス	大気を構成する物質のうち、地表面から輻射される赤外線を吸収する微量物質のこと。京都議定書では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
か行	
各種交付金	国や県から交付される次の交付金のこと。 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金。
学校安心メール	学校からの緊急情報等を、保護者があらかじめ登録した携帯電話やパソコンのメールアドレスで受け取ることができるシステムのこと。
学校安全ボランティア	あらかじめ各学校に登録した地域住民が、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行ったりするボランティアのこと。
感染症サーベイランスシステム(NESID)	感染症患者の情報を地方衛生研究所、国及び都道府県等と共有し、国内の感染症情報の収集、公表及び発生や動向の把握に活用するためのシステムのこと。
カンピロバクター	家畜をはじめとするあらゆる動物（特に鶏）の腸管内などにいる細菌のこと。細菌性食中毒の中で最も多く発生している。
基幹相談支援センター	障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等）に関わらず、障がいのある人の自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口のこと。
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費のこと。人件費、扶助費、公債費などが義務的経費に属する。
教育ビッグデータ	学校や児童生徒から収集される、学習履歴やテスト結果、アンケート等の膨大な量のデータのこと。
協働	異なる主体が、共通の目的において互いの能力や特性を活かし、社会的役割を踏まえながら、対等・平等の立場で協力・協調して取り組むこと。

用語解説	
緊急輸送路	災害応急対策の実施に必要な物資、資機材、要員等を輸送する緊急車両が通行する道路のこと。
クライシスマネジメント	危機を予知、予測していても緊急事態の発生を完全に抑止することは不可能であることから、緊急事態が発生した場合に速やかに対応し、被害を最小限にとどめること。
繰入金	一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をするもの。
クリーンエネルギー	電気や熱などに変える際、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のこと。自然エネルギーや再生可能エネルギーとも呼ばれる。
景観形成	眺望景観、自然景観、歴史景観、都市景観などを、守り、活かし、創っていくことにより、だれもが美しいと感じ、住民の誇りとなるような景観づくりを、住民、事業者、行政が力を合わせて進めること。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入である一般財源がどの程度充当されているかを示す比率のこと。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
県支出金	県が行うべき事業を市へ委託した場合や市が行う事業に対する補助として県から交付されるもの。
公共交通空白地域	路線バス停留所や鉄道駅が一定の範囲内（甲府市地域公共交通計画では停留所：半径500m・駅：1,000mと設定）に存在せず、地域公共交通が利用しづらい地域のこと。
公共サイン	人々にまちや地域の地理、方向、施設位置などの情報を提供するための媒体として、標識・案内地図・誘導板等の総称であり、公共団体等（国、地方公共団体および農業協同組合その他の公共的団体）が設置するもの。
公共用水域	水質汚濁防止法に規定する「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」のこと。
公債費	地方公共団体が地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度、元金の償還及び利子の支払いに必要とする経費のこと。
交通安全対策特別交付金	交通反則金収入を原資として、地方公共団体が単独事業として行う道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び市町村に交付されるもの。
こうふ開府500年	永正16（1519）年に武田信玄公の父信虎公が、つつじが崎の館を本拠地として城下町の建設に着手し、甲斐の府中「甲府」が誕生してから平成31（2019）年に500年目を迎えた。
甲府 きょういくの日	すべての市民が「教え育て、共に育ち、郷土を育む」ため、そして、思い遣る心と生きる力をもった人となるため、市民に親しみのある市制施行記念日の10月17日を「甲府 きょういくの日（教育・共育・郷育）」として市制施行120周年記念式典において宣言し制定。
国庫支出金	国が行うべき事業を市へ委託した場合や市が行う事業に対する補助として国から交付されるもの。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団のこと。

用語解説	
さ行	
再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー源の総称のこと。太陽光発電、風力発電、バイオマス利用、水力発電、地熱発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、地中熱利用等がある。
財政力指数	地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる。1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされる。
産学金官などの連携	民間企業と大学などの研究機関及び政府や自治体が互いに協力し、連携し合って事業や研究活動を推進すること。産学金官は金融機関を含む。
ジェネリック医薬品	先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のこと。後発医薬品。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域のこと。
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	仕事と生活の両立を実現すること。住民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。
市債	市が道路、公園や学校などの公共施設を整備するために発行する債券のこと。
自主防災組織	主に町内会・自治会が母体となって地域住民が連帯して自主的に防災活動を行う任意団体のこと。
自助・共助・公助	自助とは、個々人の自覚に基づいて自らの安全を守る行為をいう。また共助とは、身近な地域の住民同士などで互いに助け合う行為をいう。公助とは、国・地方自治体など公的機関による支援活動をいう。
実質公債費比率	自治体財政の健全度を測るための指標で、標準的な収入に対する地方債償還金の割合を示す。一般会計の地方債償還金のほか、下水道事業会計や病院事業会計が支出する企業債償還金に対する一般会計からの繰出金などを加えることで、自治体の連結債務の考え方を導入した指標になっている。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債発行に際し国や都道府県の許可が必要となり、25%以上の団体は、単独事業など一定の地方債発行が制限される。
指定特定相談支援事業所	障がいを持つ人やその家族または障がい者等の介護を行っている人からの相談に応じ、必要な情報の提供や、対人関係、服薬・金銭管理等といった日常生活上におけるさまざまな相談業務等を行う事業所のこと。
シティプロモーション	地域の魅力を自ら発見し、地域への誇りを持ち、都市の魅力を内外に向けて効果的に情報発信することにより様々な資源（ヒト・モノ・情報）を都市に取り込み、継続的に活用していくこと。
指定文化財	文化財保護法では、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物、文化的景観の6つに分類している。これらの中で特に重要なものについて、国や県、市町村が指定、選定、登録を行い重点的に保護をする文化財のこと。
姉妹都市	文化交流や親善を目的として結びついた都市と都市の関係を指す。友好都市、親善都市などとも呼ばれる。
集落営農	集落を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のこと。
循環型社会	廃棄物の発生抑制、循環資源の利用及び適正な処分が確保されることで、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

用語解説	
将来負担比率	特別会計、企業会計を含む全ての会計及び第三セクター等において、借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの。
食缶方式	保温性の高いステンレス製の食缶におかずや汁物を入れて各学校に給食を届ける方式のこと。
森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。
森林の公益的機能	二酸化炭素吸収、化石燃料代替、表面侵食防止、表層崩壊防止、洪水緩和、水資源貯留、水質浄化、保健・レクリエーション機能のこと。
水源かん養能力	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能のこと。
スーパーバイズ	これから取り組もうとする支援、または今取り組んでいる支援について、スーパーバイザー（学識経験者）にアドバイス・指導をしてもらうこと。
スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーなど、生活指導等の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童生徒や保護者への支援を行う専門家のこと。
3R+Renewable	ごみを減らすことReduce（リデュース）、くり返し使うことReuse（リユース）、資源として再利用することRecycle（リサイクル）という言葉の頭文字の「3つのR」に再生可能な資源に替えることRenewable（リニューアブル）を加えた言葉のこと。
青少年ジュニアリーダー	青少年を地域の力で健全に育てるための諸活動において、指導的立場となる中学生・高校生・青年のこと。
成年後見制度	認知症、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人が、財産の管理や介護施設等への入所に関する契約の締結をする場合など、法律的に保護し、支えるための制度のこと。
セーフティネット保証	取引先企業の倒産、取引金融機関の破綻等に伴う貸出減少、自然災害、原材料価格の高騰などで経営に支障が生じている中小企業者に、資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が一般保証枠とは別枠で保証を行う制度のこと。
た行	
他会計繰出金	国民健康保険事業、介護保険事業などの特別会計及び水道事業、下水道事業、病院事業などの企業会計に対して、国が示す繰出基準などに基づき、一般会計から必要額を拠出するもの。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域の構成員として共に生きていくこと。
地域包括ケア体制	高齢者が介護や支援が必要になっても、尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。
地方交付税	地域によって地方税などの収入額に差があるため、標準的な行政を行うための支出に比べ、収入が不足する地方公共団体に対し、その差額を補うために交付されるもの。
地方債残高	地方債の元金の未償還額のこと。

用語解説	
地方譲与税	国が徴収した税金を客観的な基準により地方公共団体に譲与するもの。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税などがある。
地方税	地域の住民に直結した仕事をする地方公共団体の費用として納められている税金のこと。都道府県税と市町村税がある。市町村税には、市町村税、固定資産税、軽自動車税など使い道が限定されない普通税と、入湯税、都市計画税などの使い道が限定されている目的税がある。
中核市	地方自治法に定められた、人口20万人以上の市で政令によって指定された市のこと。平成27年4月1日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、人口20万人未満の特例市は、経過措置として5年間であれば保健所を設置するなどの条件を満たすことにより、中核市の指定を受けることができる。
長寿命化	公共施設等の老朽化が進む中で、新しく造ることから、良好な状態で長く使うことに重点を置いて、劣化や破損を未然に防ぐ予防措置により使用年数を延ばすこと。
登録文化財	平成8年の文化財保護法の改正により導入された国の登録文化財制度のこと。文化財の指定制度を補完することを目的に導入された。当初は有形文化財のうち建造物に限られていたが、平成16年の同法改正により建造物以外の有形文化財も登録の対象となった。文化財の指定制度よりも、より緩やかな規制のもと、幅広く文化財の保護を図っていく。
特定環境保全公共下水道事業	公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもので、その必要性により次の3種類に大別される。①自然保護下水道、②農山漁村下水道、③簡単な公共下水道（概ね1,000人未満の規模）
特定健康診査	40歳から74歳までの公的医療保険加入者に対する内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための健康診断及び保健指導のこと。
特定妊婦	出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをすること。
特別支援教育支援員	障がいのある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室の移動の補助等、学校における日常生活の介助を行ったり、発達障がいのある児童・生徒に対し、学習活動上のサポートを行う支援員のこと。
都市計画道路	都市計画法に基づいて、あらかじめ位置・ルート・幅員などが決められた都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。
土地区画整理事業	都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。土地の換地と減歩により公共施設を平等に出し合うことで良好な宅地を造成し、これを従前の土地の価値に応じて公平に分配する事業のこと。
な行	
二次救急医療	主に救急車により搬送され入院が必要なケガや病気を対象とした救急医療のこと。これに対して一次救急とは、車や徒歩で来院し外来の治療だけで帰宅可能な軽症の患者を対象とした救急医療のこと。また、三次救急とは生命に危険のある「重篤患者」に高度な医療を提供する救急医療のこと。
認定こども園	0歳から就学前の児童を対象に、教育と保育を一体的に行う施設のこと。3歳児以上については、保護者が働いている、いないに関わらず利用できる。保護者の就労が変わった場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる。また、地域の子育て支援も行う。
認定新規就農者	農業経営の開始から5年後の目標を示した「青年等就農計画」を作成し、市町村が農業経営基盤強化促進法に基づいて認定した就農者のこと。認定を受けると農業の担い手として位置付けられ、さまざまな支援を受けることができる。
認定農業者	自らの経営を計画的に改善するため「農業経営改善計画」を作成し、市町村が農業経営基盤強化促進法に基づいて認定した農業者のこと。認定を受けるとさまざまな支援を受けることができる。

用語解説	
農地銀行	農地を「貸したい」「借りたい」、「売りたい」「買いたい」人の情報を登録し、農地の情報を公開することによって農地の効率的な利用を進める制度のこと。
は行	
半農半X	他に仕事を持ちながら農業を営むライフスタイルのこと。
富栄養化	湖沼など停滞水域中に含まれる窒素やリンなど栄養塩濃度が高まった結果、それらを取り込み成長する植物プランクトン等の生物の活動が活発化し、異常増殖を起こす現象のこと。
フレイル	要介護状態に至る前段階として位置づけられ、加齢に伴う予備能力の低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態を表す。身体的、精神・心理的、社会的など多面的に捉えていることが特徴。
放課後子供教室	放課後等に小学校の施設等を活用して、児童の安全で安心な活動拠点（居場所）を設け、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などを実施する事業のこと。
放課後児童クラブ	保護者が就労などで昼間家庭に居ない小学生を対象として、放課後や夏休みなどに家庭に代わる生活の場を提供し、支援員が適切な遊びや生活の指導を行うことで、児童の健全育成を図る事業のこと。
防災リーダー	甲府市防災リーダー指導育成研修会を修了した者で、自主防災組織の活動を効果的に実践するために必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人のこと。
ま行	
まち・ひと・しごと創生総合戦略	急激な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。
まなび奨励ポイント制度	市民の生涯学習活動を支援するとともに、さらなる生涯学習への参加意識の醸成を図ることを目的として、公民館主催講座や学級への参加、図書館や公民館図書室から図書を借りた場合などに、生涯学習活動の成果として「まなび奨励ポイント」を付与する制度のこと。
マネジメントサイクル	計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルをいう。PDCAサイクルとは、プロジェクトの実行に際し、「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行うという工程を継続的に繰り返す」仕組み（考え方）のこと。
メタバース	インターネット上の仮想空間であり、コンピューターゲームのように自分自身の分身であるアバター（デジタル上のキャラクター）を操作し、他者と交流することができる。
モビリティ・マネジメント	1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す取組のこと。
や行	
優良農地	一団のまとまりのある農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えている農地のこと。
よっちゃん放談会	市民の声を原点とした市政創りとともに、参画と協働によるまちづくりの推進を図るため、テーマごとの直接の当事者をはじめ、テーマに係わる団体や一般公募により選ばれた人などから、意見や課題を聴き事業展開の参考とする取組のこと。

用語解説	
ら行	
ライフサイクルコスト	計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。
リスクマネジメント	日常において危機を予測し、防止策を講じることにより、発生の確率を低くする、又は発生しても損失等を少なくすること。
レジオネラ症	衛生管理が不十分な入浴施設などに多く生息しているレジオネラ属菌によって引き起こされる細菌感染症のこと。菌を含んだミストなどを吸引することで、肺炎など重篤な症状を引き起こす。
ローリング方式	現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を毎年転がすように定期的に行っていく手法のこと。
A～（アルファベット）	
ACP(アドバンス・ケア・プランニング)	自分の大切にしているもの・こと・価値観や、自分が病気になったり、介護が必要になったりした時に「どのように過ごしたいか」を考え、大切な人（家族や友人等）、支えてくれる人（医療・介護関係者）と自分の想いを話し合うプロセスのこと。
DOTS（直接監視下短期化学療法）	結核患者の服薬を第三者が確認し、治療中断、結核菌の耐性化を防ぎ確実な治癒を行うための化学療法のこと。
HACCP（ハサップ）	HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）は 食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因（ハザード；Hazard）を分析し、それを最も効率よく制御できる部分（CCP；必須管理点）を連続的に管理して、安全な食品の製造（提供）を行う衛生管理手法のこと。
IHEAT（アイヒート）	IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）は、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に、地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
SINET（サイネット）	SINET（Science Information NETwork）は、日本全国の大学、研究機関等の学術情報基盤として、国立情報学研究所が構築、運用している超高速大容量の情報通信ネットワークのこと。
UJIターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。一般に、Uターンとは都市等で生活している人が郷里に戻って定住すること、Jターンとは郷里まで戻らず途中あるいは同じ県内の都市などへ移住すること、Iターンとは郷里以外の都市等へ移住することをいう。